

同様に、現在休んでおる漁場あるいは賃貸關係に立つて権利者が實際に漁場を經營してないという、不在地主的な漁業権、あるいは不當に集中されておるもの、こういうものの現状を調整委員会において調査審議しまして、その部分を國家において收容して、この点を再配分調整したらどうか。また封建性の強い慣行等の面について改革を加える、そういう程度にいたしまして、現状において調整委員会が調査審議いたしましても、これまで十分漁業の民主化にも、漁業の生産力の発展にも合致しておると認めるものについては、これを全面的に買上げるというような方策をあえてとる必要はないのではないか、こういう輿論が強いのではありません。従いまして、新しい漁場計画を二箇年間に策定するということが、今までの多年にわたるところの自然的な、社会的な、あるいは経済的な諸條件に順應調整されてでき上つた漁場計画にまさるという、そういう見方は、これは非常な危険な考え方ではないか、こう考えるものであります。これに対して長官の、生産力の發展の面においても漁村に対し混乱を來さない、漁場秩序を維持できるという確信のほどを明確に伺いたいと思うのであります。

漁業権有たる國有化とは申しませんが、日本漁民全体の持つておるものなり、こういう大体見解になつておるのであります。従つてこれを現在において正しく、しかも民主的に所有經營しておるものであるならば、この漁業法の改正によつても、決してその権利を失うということはないに相違ありません。従つて縦有である以上、これを一應全体の所有であるというような考え方に基いて行くためには、やはり全体的にわたつて再分配の方法を講ずることが最も妥当である、適當である、かよう考へるのです。しかしながら、正しい民主的な經營者であるならば、それは縦有の線に沿つて、決して混亂を來さずに經營が持続できるものなり、こういう見解を持つております。

強き表現され得るものであります。それから、私がお尋ねいたしましたところの、今後当局が意図しておるところの新しい漁場計画、しかも二箇年間に策定されるところの、この新しい漁場計画なるものが、古い経験と、あらゆる諸條件に順應してでき上つたところの漁場の利用の実態、こういうものと比較して、新しい漁場計画こそ現状よりもさらにまさるであろう、生産力の面においても大いにまさるであろうという觀点にお立ちになつておるようあります。が、絶対に長官の考えておられるようなく、あいに、漁村に混亂を起したり、生産力の減退を來すことがないかどうか、この確信のほどをはつきりとここで表明されていただきたい、こう思うのであります。

相違に帰着するのではないかと私はおそれるのであります。しかし私どもとしては、この経営を合理化するためによつては行わないので、一應全体について構想を実施するのでなければ実行ができない、こういうふうに考えておるのであります。その点はこれ以上は意見の相違、見解の相違といふことに私は考へたいのであります。

○鈴木(薦)委員 長官の御答弁によりまして、この漁業権の運用を多数の漁民諸君の手によつて運用せしめたい、多くの漁民に漁業に直接從事し、あるいは經營に參加する機会を與えたいという御構想については、敬意を表するものであります。ただここにこれに関する連して想起いたしますことは、指定遠洋漁業の面につきましては、なるほど現状の審査はいたすのでありますけれども、全般的にこれを取上げて再配分をするという觀点には立つていません。ここに當局の矛盾がありはしないか。共同漁業の、現在の専用漁業権、区画漁業権あるいは定置漁業権等について、は、全面的に取上げて再調整をする、そして多數の漁民に参加せしむるの機会を與えるということを高らかに示していいながら、資本制漁業の面における指定遠洋漁業の場合においては、現在の經營者を擁護するがごとき方針を立てておる。現状においてはなはだしくて、不當な仕打ちをなしておる部分等につ

次にこの水面の総合利用につきまして、第一條に水面を総合的に利用して漁業生産力の発展をはかるといううまいに明記しておるのであります。が、わが國の漁業で、漁業権よりももつと大きなウエイトを持つておる許可漁業の面におきまして、巻上漁業、以東及び網漁業のごとき漁業は、廣い海区にわたる海域を対象とする漁業であります。して、技術的にもあるいは経済的にも、当然生産條件を同じうするところの、廣い海区を単位として調整しなければならないことはつきりわかつておるような許可漁業の調整につきまして、具体的な調整規定を法文上に明記せられる方針はないかどうか。さらに指定遠洋漁業以外のこれらの許可漁業とをはつきり区別いたしまして、そして法にそれ／＼の調整規定を定める方針がないかどうか、その点をお伺いしたいと思うのであります。

てその経営にあたり得るかどうか、こ
ういう点については相当の問題がある
と思うのであります。従つて将来にお
きましては、やはり漁業法の根本精神
であるところの、働く者にその権利を
與えられるということは当然であります
が、現在において漁業法の精神そのまま
を適用した場合に、現在の指定遠洋
漁業がはたして現状を維持し、もしくは
発展を期することができるかどうかと
いう点について、私どもは多大の疑
念を持つておるのであります。従つて
これらの推移を十分に見た上で、漁業
法の改正が完全に行われた後には、當
然指定遠洋漁業におきましてもこの精
神を貫くということにならなければな
らないと考えております。

私は簡単に結論から申し上げますが、これは沿岸三百萬の漁民を犠牲にし、大資本漁業を保護するものである。というふうな感想を持つものであります。その具体的な事実としましては先ほども鈴木委員からお話をありましたが、第一この指定遠洋漁業については、ほとんど従来の特権的地位を擁護するというふうなことだけにとどまつて、まだこの許可漁業の面につきましては何らの規定がないのであります。が、第一この許可漁業が最近沿岸の沖合を荒しております、近年における不漁の原因の一つは、潮流の異変ということもありますけれども、沖の方で底びき網やトロールで小さい魚までごつそり取つてしまふというような点が大きな原因となつてゐる。しかもこの許可漁業の点について、これまで当局の許可の方針がまつたくて、たらめでもちやくちやでありまして、以東の方の底びきなんかにしても相当過剰になつてゐるというふうに私は考えておるのであります。現に以西の底びきなんかにおきましては、一たん許可したもののが三割減船だなんというふうなことを今ごろになつてやつてゐる。まつたくお先真暗もはなはだしと思うのです。この許可漁業の点について、今度の法案にはほとんど触れられていない。先ほど鈴木君の御質問によりますと、今後いろいろ考へて行く方針だというのですが、しかしやしきも沿岸の漁業の総合的な、立体的な利用と解決をはかり落とし、この法律の重大な欠陥をなしてゐると思います。それから沿岸の漁業

の場合におきましても浮舟をはずしてしまってはしまつて自由漁業にすれば、結局あぐりだとか巻網だとかいう比較的中小の資本漁業になると思うのですが、そういうう連中が自由勝手にとるということになつて、もう一挺づりの漁師やなんかまつたくひ上つてしまふことになると思う。そういうふうな点についても何ら当面の対策が講ぜられていない。で残りかすみたいましましたように、資金や資材の点についてほとんど裏づけができる、その結果沿岸の零細漁民が、まつたく漁業権は取上げられ、それから沖の方では比較的資本を持つてゐる大きな漁業の連中に荒される、そりでもうとても対抗できないということになつて、結局資本漁業の犠牲になつて没落していくといふ結果になることは、今から十分予想できると思う。そういうような点につきまして考えますならば、先ほど來漁村の民主化だとか、あるいは漁民全体の生活の向上や利益をはかるといふようなことが、言葉の上ではあるが言われておりますけれども、この法案の内容と、それを実行して行く將來の結果から見るならば、まさにあべこべになつて、もう大資本漁業だけ保護して行くという結果になることは、今から十分予想できるわけであります。そういうふうな点につきまして、もし先ほど來の説明のように、ほんとうに働く漁民の全体の利益を眼目とするというのであるならば、その点についてもつと明確な確信ある方策をひとつお示し

頗りたい、こう思うわけあります。
○飯山説明員　ただいまの御質問の要点は、この漁業法の改正が、むしろ漁村の衰微を來すであろうという御見解のようにお聴いたのであります。が、われ／＼といたしましては、まずこの漁業法の改正を実行することが、零細漁民あるいは働く漁民のために非常に得策だという確信のもとに立てておりますので、これ以上は私といたしましてはお答えする限りでない、かように考えます。

○川村委員　二、三點お伺いしたいと思ひます。第一点はすでに鈴木委員並びに砂間委員から聞かれておることであります。ただその中に総合的に利用するといふことで、許可漁業権に関する問題はお三方とも非常に強調して、これに対し長官から答弁があつたのであります。ただその答弁の中に、「できるだけ近い将来に許可漁業権の点を何とか整備しなければならぬ」といつたようなことを申されておりました。が、私はこの法案を十分審議して、したたうちで、どうして入れないのでだといふ強い空氣があつたことは事実であります。従つてただ單に近い将来においてといふだけでは、われ／＼は納得が行かないのです。つまり、一体漁業法が制定された後において、何年くらいに整備するんだ。あるいは別な法律で行くとか、あるいは法の改正をして織り込むとか、明確に一大体の見当であります。よろしくお答えせられたいというのが一つ、それから漁村の民主化をして、生産の増強をはか

る、こういう御答弁でありますのが、なほどうでなければならぬと思ひます。法案を見ますると、水面を総合的に利用して、もつて生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化、あわせてというと何かあとまわしになるようなことだが、長官の御答弁は、漁村の民主化をして、生産力の増強をはかりと言ふわれる。一体どちらを先にするのか、たとえて言えば村に五つの漁業権があつた。ところが三つはある個人がやつていて、二つは共同でやつていたといふ場合に、その村が五つとも共同にせよ、いわゆる民主化せよ、つまり村張り漁業でもやらうということは、何人も漁村の民主化といったように考へられますが、それがために資本力もない、技術もない、あるいは資材も持たないものに、村張りだからといつてこれをやらせて、そしてほんとうに生産の增强ができるかどうかということをわれ／＼は懸念するのであります。從つて一体どちらをほんとうからいつて先にするのだ、民主化を先にするか、生産が減退してもいいから民主化を先にして、いわゆる生産をあとまわしにするか、この明確な御答弁を願いたいのであります。

る制度を織込む意図であります。しかしこの制度は特殊な示唆に基いておるといふことは御承知の通りでありますと、その方をどうしても先決にしなければならぬぬというような事情のもとに、こういう結果になつたのでござります。従つてこの漁業法の実施される場合には、当然許可漁業というものはこれをどうしても明確に整備しなければならぬという事態に至ると思うのであります。従つてでき得るならば——何年以内ということをはつきり申されませんけれども、少くもわれ／＼としては、できるならば一年の間にこれを解決する必要があると考えておるのであります。

しかし法律の制度になりますがゆえに、いろいろ折衝先もありますので、はたしてその短期間にできるかどうか、ということについては、これ以上明確に申し上げかねるのであります。

それから第二点の民主化か、生産増強かという点でありますと、この改正法案の趣旨にうたつてありますのは、民主化と生産というものを、民主化を従的に書いておる意味ではないのであります。順序としてはさようにお考へいただくかもしませんが、これは両方を盛つておる、こういう考え方なのであります。

10. The following table shows the number of hours worked by each of the 100 workers in the sample.

が、漁法から見ますと、これは條項にわたるようで恐縮ですが、第三種の共同漁業権のこときは、地びき、地こぎ、船びき、こうしたようなことになります。そうしますが、私ら通常觀念性から考えますと磯付魚というものは、つまり磯があつたところについておるものの、言いかえれば岩があるとか、石がたくさんあるとか、そうしたところに海草が生えていて、その中に棲息しておるというものが磯付魚の觀念であります。そうしますと共同漁業権の第三種は地びき、船びきといったようなことで、つまり浮魚をとる漁法だとわれわれは考えておるのであります。昨日の説明通り聞いてそれでよいかどうか。それからこれは磯付魚といつた説明はないけれども、実は浮魚もとれるような方法に仕込んであるのだ、いわゆる法の技術、こう考えてよいかどうか、この問題であります。

○川村委員 先ほどこの問題について
砂間君が指摘しておつたのであります
が、そうすると浮魚もとれるのだと解
釈していく、という御答弁のようであり
ますが、そういうふうに私は了承して
おります。

に絵に描いたぼたもちになつてしまふのであります。その点を非常に各地で心配して、この場合免許料、許可料に行政費あるいは調整費を織り込むなという声が強かつたのであります。第一点の当然三年以上休業すると取消さなければならぬ漁業にも、これを補償するということは妥当でないが、この点において補償料を拂うとすれば、一体どういう考え方もつて補償料を拂うか、いわゆる普通着業しておる者と、あるいは二年休業しておる者あるいは五年休業しておる者、あるいは極端に言うならば、免許許可を受けて一度も着業しないというような極端な漁業権も北海道にはたくさんあるのであります。このものについてどういう補償をして行くかということを伺いたいのであります。

すので私から御説明いたしたいと思います。ただいまの休業の漁業権の補償の問題につきましては、法文の中では明確にうたつておらないのであります。これは休業にはいろいろ事由がございまして、まつたく初めから全然やつていないと、いうものもあれば、資材の関係でたま／＼できないといふものもありますし、また前網あと網といつたような関係もございますので、これをいかに評價するかということについては非常に問題があるわけでござります。そこで今度の補償の規定の中におきましては、これをこまかく書きませんで、中央の漁業調整審議会ができました際にそちらにお諮りいたしまして、それをいかに評價すべきか、つまり最も公平にこれを考えて、將來の漁民の負担能力も考えて、審議会の御意

見をよく拜聴した上できめて参りたいと思つておるわけであります。

○川村委員 私はその補償料を安く区切るとか高く区切るというよりも、ふつと法律といふものは、われわれはほんとくつた以上は守らなければならぬ。法律のある以上は、行政官はその自分の與えられた権限において実行しなければならぬ。こうなるといふと、この法律でつまり補償してやるという前に、漁民の負担になる、めいわくなるような漁業権を持つておる人のものを、取消す意思がないかどうかということを私は伺いたい。それによつて大分負担が軽くなるということになる。現に北海道に七千幾らあつて、三千幾ら——半分以下というならば、それを再検討した場合において、あるいはその中に五年休漁したものがある。免許、許可を受けながら育漁しないものがあるといふような極端な場合に、これを取消したということになると、つまり國家も補償してやらなくともよろしいし、われわれも免許、許可料を拂わなくてよいということになるのだから、これをどういうふうに取扱うかということを、あなたの方行政官としての考え方を、一應ここで意思表示していただきたいものであります。

○久宗説明員 ただいまの御説明で落したわけでありますが、現在の規定では取消すことができるというふうになつておるわけであります。それでもちらん全然使つていなき網につきましては、取消すことができるわけであります。が、ただその場合には補償の問題として考えました場合には、全然初めから使つていなき網につきましては、評價は、きわめて低いものになる

わけでありまして、それがもし現在においてどうしてもその網を取消さなければ他の漁業はできない、しかもその網は休漁であつて、全然價値がないと、いうような場合は、これは取消すはざまに重くなるというふうには考えておらないわけであります。現在におきましては、それはやはり全体の総合調整の中で処理すべきであると考えておりますので、今個別的にその問題について、個々の休漁の網を取消すところまでは考えておらないわけであります。

調整費にもやはりかかるつて来る。からかかれれば必ず半分くらいのもよけいにかかる。いわゆる負担さればならぬ。それを免許料、許可織り込まなければならぬというこという答案は当らないと思うが、その点において、もう一回多くなるのであつて、それが補償してやならないのか、もしなった場合に必ずしも負担が多くなるとは思ひます。どういう責任を負うか、その責め弁を願いたいのであります。

○久宗説明員 休漁の網の評價にまして、先ほどやはり中央の漁業審議会の御意見を伺つた上で、どうに申し上げたわけであります。この際は一應漁業権というものは物になつておりますので、憲法上の補要るわけであります。それがほうに経済的な價値を持つておる。を不當に消滅させることによつて人又は第三者に対する損害を生ずる場合には、それを考慮してのとすることになるわけであります。つて全然初めから、現在において全く無價値なものである。また的な関係もそれによつて第三者にて生じていいというような網については、その補償の額をかりにゼロとすると、それは考えられ得るところであります。ただその價値のは、現在においてはたま／＼漁ので價値がないが、魚の回遊があれ常に價値があるといふものも、たま現在において消滅させるので、を無價値と見ることはできないわたりまして、そういうような点は方のいろいろな実情もありまし

し、それこそ法律でもつてこういう何年間の休漁のものは、たとえばゼロと見るといったような画一的なきめ方はできないわけであります。もつと非常に具体的な基準を設けて、個々の網の客観的な價値に妥当するような補償がここで考えられるべきであると思いますので、かりに北海道の休漁の漁業が、回遊があつても、無價値のものであるということになりますならば、その價値は、その價値通りに評價されかりにゼロという場合も出て来るであろうと思うのであります。従つて現実にその網の持つておる客観的な價値といふのは補償されますが、ただ権利があるからといって、それが評價され非常に大きな負担になるということは、実際問題としてあり得ないということを申し上げたわけであります。それは中央審議会の漁民の代表者の方々の御意見としても、当然そういうところに落ちつけるはずだというふうに考えておるわけであります。

がたくさんある。ですから、実際に北海道といえども、昔から漁業権を持つてみずから經營しておる人が何人あるか、これらの調査がはつきりできておるかどうか。そうした調査ができる知らない現在におきまして、一体中央にできる漁業審議会が北海道のことわかるかどうか。北海道から一体何人この審議会に委員としてあげられるかどうかという問題です。私はそういう机上論でなく、実際にあなた方がお調べになつて、無價値なものはこの際遠慮しないで取消してもらいたいというようになります。でありますから、意見の相違になりましたしょうけれども、後刻このことについては、あなた方と十分懇談して、実際に問題を取り上げて善処されることを希望します。

より深いといつて、そこに免許事業が許可になつた。ところがそこが今度ちようど十五メートル以浅でも、十間か十五間の刻みで行つて、操業ができるということになると、相剋摩擦をすることは当然であります。こういうことがあるということをわれ／＼が今まで見せつけられて來たのであります。これに対し保護区域を別な法律で定めるか、あるいは取締規則のようなもので定めるかどうか、という問題と、その十メートル以浅、あるいは以深という二つのわざかの差の問題は、一体どういうふうにしてこれを緩和して行くか。すなまち漁業調整委員会で緩和して行くと言つても、なか／＼これは容易でないものであるが、これは法文化することが必要だと思うが、その点についてはどうかということを承りたいのです。

せるのだ、行政官廳あたりは、漁業調整委員会でやつたことは、すべて是なりとして取上げるといふようにお考えになつて、この法律をつくるならば、むしろすべてが漁業調整委員会でやるものだというので、これ一本でいいのですか、読んでもわからない実行もできないようなこんな長い法律をつくるよりも、あなた方で、そういうめんどうの問題はそれもこれも漁業調整委員会でやることであります。法文といふものはごくわかりやすく、あとめんどうなところは、細部にわたつては漁業調整委員会で調整するというのでいいと思いますが、これはどうですか。これは何か関係方面との関係で、こういうむずかしいものをつらなければならなかつたが、それとも漁業調整委員会に責任を持たせるのだが、あまりやり過ぎる場合を考慮して、こういうめんどうな法律をつくつたか、最後ですからこれだけお伺いいたします。

はないか。私どもとしましては、できるだけ民意を取り入れて、実際に即するという意味で調整委員会というものを設ける、こういう制度でありまして、行政廳の責任を轉嫁するために調整委員会をつくつてあるのではないのであります。つまり漁業法の精神を最も効果的に上げるために調整委員の制度をつくる、こういう考え方でありますので、今の説明のうちにいろいろ／＼責任を轉嫁するようにお聞きとりかもしませんが、決してそういう意味でないことを御了承願いたいと思います。

な漁業の種類に対しても、これが適用できるようになれば、この枯渇防止法に基いて行う、こうすることになるかと思つております。われくといたしましては、以西底びきの漁区の関係上、一日も早く以西底びきの整理を終了いたしたいというような考え方のもとに、法律によらなければそれが非常に困難な点がありますので、その立案を急いで、できるならば臨時國会に提出いたしたい、かように予算の操作もいたしております。それで漁業法の中に、近海いわゆる以東底びきを指定遠洋漁業と同じようにも扱うかどうかということについては、実はこの以東底びきの連合会あたりからも希望があるのですが、しかし以東底びきになりますと、先ほど申し上げましたように、戦時中の關係から非常に数がふえておるのであります。先ほど砂間委員から御批判を受けたのでありますが、無定見でやつたのではなくして、戦争中の非常な増産を至上命令とされたために、とにかく各縣が競つて増産のためにやつた結果が、今日を招來しておりますといふのでありますし、必ずしも政府の無定見のために、今日のようない過剰を來しておるという実情ではないのであります。が、とにかく過剰になつておる。これをやはりできるならば單行法について考える方がいいのじやないか、漁業法によるよりもその方がいいのじやないか、こういう見解を私は、この法律に基くのではないかといふことは持つておるわけであります。

う御意見もごもつともと思うのであります。しかし水産廳といたしまして、この臨時國会にそういう許可漁業の制度に関する改正案を出すということは非常に困難でありますから、この臨時國会には、私どもといたしましては非常に困難と思います。しかし國会におきまして御修正になり、幸いにしてそれが関係方面においても了承されるということであれば、たいへんけつこうだ。かよううに考えておられます。

○夏堀委員 速記をとめていただきたいのですが……。

○石原委員長 では速記をとめます。
〔速記中止〕

○石原委員長 それでは速記を……午前中はこの程度にとどめます。午後は一時より開会いたします。これで休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時二十分開議

○石原委員長 午前に引き続き会議を開きます。

本問題に移る前に、小松委員より災害について発言を求められておりますから、簡単にお述べを願います。

○小松委員 この機会に災害復旧対策、ことに水産関係の施設その他に対する対策について、御当局がいかなる処置をおとりになつておるか、またいかなる今後の対策、方針をお立てになつておるかについて、簡単にお伺いしたいのであります。

このたびの台風は全國的であります。その被害の状況は、すでに政府に各府縣よりの報告が参つておるので、長官も大要を御承知のことと存じます。私は全國的の実情はよく存じませ

んけれども、伊豆半島におけるところの水産関係の被害状況は、つぶさに調査して参りましたので、よく承知しておるのであります。このたびの水産関係の災害の多くは、激浪のための水産施設、漁港、及び船たまり、あるいは水産資材の流失等の被害がおもなるものであります。静岡縣とすれば、ほとんど伊豆半島の一角、熱海より白浜に至る間のわざかな地域でありますけれども、縣の調査によりますと、水産だけの被害が四億一千万余に亘つておるのであります。そのうちのおもなるものは、船だまり、船揚場等の三十箇所二億、あるいは漁港の八千万円、あるいは定置資材の流失、船百七十隻の損失等が計上されておるのであります。かようないまだかつて見ざるところの災害でございまして、この復旧に対しましては、地方の力だけではとうてい私はでき得ないことを存ずるのであります。私が地方をまわつて参った際にも、漁村の人々は、ほとんど激浪にさらわれて壊滅したその漁港、あるいは漁業施設の復旧に対し、老若男女を問わず、小学校の生徒までが出勤して、おおしくも復興に働いておるのではありません。しかしながらかような奉仕作業といふものにはおよそ限度があるのであります。漁村の人は、ぜひとも船の出入だけできるような港をつくりたいといつて作業に努力しておるのでありますけれども、あの堆積を整理して、壊滅した港から船を出入りすることは、私は應急の対策を立ててもらいたい。それに対して、政府の方としては今日いかなる対策を立てておるのであります。そこで第一に必要なことは、私は應急の対策を立ててもらいたい。それに対して、政府の方として

か、この点をまず第一に伺いたい。そうして漁港、船たまり等の破損の多くは、いずれも災害の復旧とか、あるいは継続事業が中途半端になつておつて、完成を見なかつたがために、その災害をさらに大ならしめておるのであります。かような点は今までのこれら施設工事に対しましての政府の御方針が、あるいは財政の関係もありまして、ようが、あまりに中途半端な、なまはんかなものであつたという感を深くするのであります。ゆえに今後はかようしな点をも十分反省されまして、そうして一年でできるものを二年、三年といふような継続事業にわからぬようになります。もちろん地方の負担もやむを得ないことがあります。ゆえに今後はかようしたが、ような復旧事業に対しても、今後努力をお願いしたいのです。かういうものに対しても、今後全國國庫がこれを負担すべきことが、私は至当なる要求でありますと考へるのです。これら旧工事でありますから、こういうものの点につきましても、長官初め水産廳の関係諸君はできるだけの御努力を願ひたいのです。これらに対してもあるうと考へるのです。これら等に対しましても、これをすみやかに特配していただきなければ、漁撈にさしつかえておるのであります。そこでわれわれ／＼が憂うることは、先に漁業用資材に対しましては補給金の制度が設けられておつたのでありますか、漁のところによりますと、三、四半期よりでは、よしんば補給金が廃止されて

も、補給金を交付しておつたときと同じような價格によつて、災害の資材に對しては特配すべきが妥當であるうと、私は要求するのであります。これらの点についても長官の御努力を促すとともに、いかなるお考えを持つておるか、重ねてお伺いしたいのであります。

○石原委員長　お諮りしますが、砂間君より同一の質問を要求されておりますので、当局の答弁に先だつて許したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長　それではごく簡単に……。

○砂間委員　キティ台風による伊豆半島方面の漁村の被害については、まだいま小松委員が詳細申された通りであります。ところがこういう被害は他にも、たとえばデラ台風の場合四國、九州方面、あるいはキティ台風の場合北海道方面、その他にも相当廣範囲にわたつておるのであります。單に伊豆方面だけの漁村の災害について私は問題にしておるのではないのであります。が、そういう意味において、これはきわめて重要な意義を持つておる問題だと思うのであります。その対策についても、小松委員からも詳しく述べましたが、私から端的に御質問申し上げたい点は、近年における地方財政の困窮の情勢にかんがみまして、防波堤であるとか、あるいは漁港の修築、船だまり、そういうものはこれは全額國庫負担でやつてもらいたい。それ

から漁船の建造や、網その他漁業用資材の配給についても、できればこれを無償で國の方で心配してもらいたい。それができない場合には、第二次策といたしまして、値上り前の安い公定價格をもつて手に入る様に心配してほしい。その際には生業資金として必要な低利資金のあつせん融通を國の方からお願いしたい。その他にも民家が屋根が吹き飛んだり、つぶれたり、着る物を流されたり、いろ／＼そういうのがあります。そういう生業資金についても——これは水産關係だけではありませんが、生業資金についても國の方でいろいろめんどうを見てもらいたいという希望を持つておるのであります。ですが、これについての水産當局の対策と申しますかお考えを御質問申し上げたいと思うわけであります。

○石原委員長　この場合申し上げておきます。委員長もそこに考へるところがありまして、全國の災害の状況並びにこれに対する水産廳の対策案といふものを明日の會議の劈頭に報告するようについてことを、今朝長官に要求をしておいた次第でありますから、御承知置きを願います。

これを立てるというような考え方につておるのであります、先般の九州を襲いましたあの六月のデラ台風に対しましては、預金部から約十一億三千万円の短期資金と、それから公共事業費として十二億万円の貸付、約二十三億三千万円といふものを、政府が資金の融通をはかつておるのであります。それからヘスター台風のときには預金部から六億万円、ジユディス台風の際に

報告をまとめまして、それに基いて、今まであつたところの台風のときのような預金部資金の率、あるいは公共事業費の増額というような線で、應急の対策を進めて行きたいと考えております。それから恒久対策につきまして、今までの政府の工事が彌縫的であつたために、非常な損害をもたらしたであろうという御意見はごもつともと思うのでありますが、全國の漁港を修築す

であります。しかしそれが今日四十
パーセントとか、あるいは五十パーセ
ントというような程度になつてはいるの
は、まさに遺憾な点もありますが、
これらの増率あるいは百パーセント補
助というようなことにつきましては、
ぜひとも水産常任委員会各位の御協力
御配慮を仰いで、そして一日も早く会
議要望のありましたように、百パー
セント國庫でこれを持つというふうにし

今回のキティ台風の被害が、特に東方面に甚大であったことはお話を通りであります。そして伊豆半島、静岡縣と神奈川縣が特に被害が甚大であつたということも、お話を通りであります。しかし現在までに判明しております被害の数字は、神奈川縣、静岡縣だけにとどまつておりますので、水産廳からは資料課長と沿岸漁業課長と二班にわけまして、資料課長が静岡、神奈川、沿岸課長が千葉、東京、茨城、こういうふうに、見舞を兼ねて調査に出しておるのであります。が、本日帰つて来ましたので、今調査の材料を集めております。従つて現在詳細な数字を申し上げかねるのであります。が、ただいままでに水産廳の手に入りました資料によりますと、静岡縣が先ほど約四億というお話をありました。が、私の方の数字では三億七千六百八十七万六千円という数字が出ております。それから神奈川の方は四億五百九十八万三千円という数字が出ております。そのうちやはり一番大きいのは漁港関係でありまして、両方あわせて約六億二千五百万円という数字になつております。で、これが対策いかんといふことであります。が、御承知の通り、災害対策につきましては政府が一括して

も同様六億円田、こういうふうに資金は出してあります。しかもこれは預金部の短期融資ということになつておるのあります。この額がどれだけ水産方面に融通されたかということは、これを各府縣に分配して、これを知事の裁量において各産業にわけることになつておりますので、現在照会しておりますけれども、まだ正確な数字が参つております。しかしあれ／＼いたしましては、できるだけ水産係及び知事に対して、水産方面に対する高率の分配をやるようについてことを要望しておりますのであります。デラ台風の方は、水産關係でも約二十億といふ被害を受けておりますので、かような少額な数字ではとうてい不可能ではないかと思いますが、しかし政府の財政の關係で、これ以上の対策ができなかつたことと思うのであります。小松委員から、政府は應急対策としてどうか、恒久対策としてどうかというようにわけて御意見があつたのでありますが、キテイ台風に対しましては、資料が整わないために、水産廳としては、まとめで幾らと、いうことはいまだ要求ができませんが、調査班が帰つて参りましたから、一両日中に資料がまとまることと思ひますので、それと、さらに各縣の

るとしたしましても、百何箇所といふもののがあげられるのであります。これを二十箇所とか、あるいは十五箇所などいうようにすれば、確かに御意見のようになるのであります。しかしあれわれをいたしましては、全國からの要望がありますので、重点的にある地方だけに主力を注ぐと、いふことは、現状においては非常にむずかしいのであります。従つて予算が十分に許されるならば、できるだけ多數を完全にするということは当然でありますけれども、今の公共事業費の漁港に対するわけ前の程度におきましては、恒久対策について、ただちに御意見のようなふうにはなか／＼しにくくと思ひますけれども、しかし結局は國家としては非常な損失を招くことになりますので、できるだけ御意見のようになすべきものだと、われ／＼も考えておるのであります。

て行きたい、かように考えておりま
す。それからもう一つは資材の特配であります
が、補給金どからんでお話をあります
つたと思います。資材の配給につきましては、
わくをただちに増大するとい
うことは、いろいろ関係がありまして
むずかしいのですが、われく
といったしましては、從來の台風対策と
しては纏上げ配給をやる。たとえば
四・三のものを四・二にする。あるい
は四・四のものを四・三にするとい
うような行き方で、実際の取扱いはして
おるわけであります。従つて資材の方
では九州方面における災害は割合に早
く運んだのであります。今回ももちろん
んそういう方法で資材の取扱いはいた
すつもりでおります。ただ問題は、資
材の場合に代金支拂いの問題であります
。もちろん非常な被害をこうむつて
おる際でありますからして、資金の非
常に困難なこともわかつておるのであ
りますが、これはわれくといたしま
しては、先般きめられたいわゆる漁業
手形の制度によつてこれをやつてもら
う。こういうふうな運びをいたしてお
ります。九州地方も現にそれでやつた
のでありますので、今回も資材の手
当、資金についてはさような方法でや

つせ行こう。」「ういう考え方を持つておるわけであります。

それから無償でできるというようなことになれば、これはまことにけっこうでありますが、これは非常にむづか

し、かりに補給金がなくなつた場合は、補給金のあつた当時の價格で賣る

というわけでありますか、補給金につきましては、過般來當常任委員長を初め、委員各位で非常に御努力になつて

あります。またわれ／＼も事務当局として、関係当局とはいろいろ折衝しておりますが、現在のところまだ補給金

を切ると、いは確定はいたしておりません。従つてわれ／＼は現在は補給金は継続しておる。こういう考え方で今い

たしております。補給金の問題はまだ未解決なのでありますて、未解決の間は補給金は從来通りもらう。

こういうふうに私どもは考えておりました。従つて今後も補給金は少くとも年度内、できるならば新年度においても

というような考え方で要望しております
ですが、もし補給金が切られるような場

合におしゃべりを以前の價格で貰う
置くというふうにするためには、支出の
面がありますので、これをどういうふ

うな資金をもつてこれに充てるか、つまり財政方面の政府としての資金をいかにするかというような点について

は、今具体策を持つておりますが、
しかしこういう御要望も出ております
し、また当然のことありますから、

われ／＼としては、何とか補給金の切
れた場合は特段の方法を講ずるよう
いたしたいと考えております。大体小

松委員の御質問にお答えしたと思いま
す。

砂間委員の御質問の中、全額國庫補助ということは先ほど触れておきましたが、ただいま申し上げた次第で、ひとつ御了承を願いたいのです。が、ただ生産資金、あるいは住宅、その他の水産業者への手当といふようなものについての御要望もあつたのであります。が、住宅というようなことになれば厚生省関係者によつては建設省と関係するところが多いと思いますので、これらの関係方面と御意思に従つて折衝を進め、これが実現をいたすようにいたしたい。かように考えております。

それからこれは先ほど川村委員の御意見であつたかと思うのであります。が、私どもも、実は毎年きまつて来るところの被害なのでありますから、何とか水産にも恒久的な災害対策の政策を立て、それによつて台風の被害の発生した場合には、即時活動ができるとうように、機関と申しますか、機構を持つことが必要だと思うのであります。被害を受けてからいろいろ相談したり、折衝しておると、いうことでれば、漁期を失する、時期を失するといふそれも多分にありますので、私どももできるだけの資料の収集なり、そういう方面に努力いたしますから、ぜひとも当委員会においてそういう御検討を願いまして、具体化するように御援助願いたい。が、ようろに考えるのであります。

いうことがあります。が、ごもつともだと思つてあります。ただこの場合北海道の出身の私として一言申し上げておきまることは、過般の台風において私のところへ來た電報をお見せいたしまして、かよくな次第であるということを連絡しております。さらに私は道廳の水産部長に対しで、春料を早く提出しろるといふことも要求しておりますが、まだ私の所に來ておりませんし、今の長官の御答弁の中にも、静岡と神奈川だけで、あと全國的に來ておらないといふことがあります。この台風に関する限りは地元地区、関係漁業会から私の所に來ております。さらに北海道の新聞には全部書いてあります。今のお話で、まだ北海道廳から來ておらないという感じがしたのであります。つまり北海道の行政、特に水産關係だけ申し上げますと、北海道の水產行政の監督は、水產廳にも監督權があるのでなかろうかと考えるのであります。が、このことばかりでなく、すべて水產廳ですでに意思表示しろという連絡をとつておつたものであります。今日とやかく言つて、まだ一切意思表示をしておらない。しかもその意思表示をする前に、非常に混乱しておる問題もあるのであります。今日三箇月もたつて意思表示しておらない点、かえつて混乱に導くような行政をやつておるという感じもしないであります。こういう点において、一体水產廳として、特に長官の提示した問題について、まだ回答を得難いといふことがあります。これがな

めにひとり北海道ばかりでなく、関係県が非常に迷惑しておる。それから特人にわれ／＼水産常任委員の中にも特定人があげられて、何か水産廳と妥協して、画策しておるといふようなことは、や、それよりももつと極端なことは、何か関係のある代議士の中で二、三自分たちの責任を負わずして、そういう人が五十万円もつて云々などかいつたようなことを耳にしたのであります。が、北海道の水産行政の弱体、つまり何を聞いていますが、こういうようないつかぬ、そういうことはどうだ、とかいつたようなことを質問したと、いふと、やはり日本全國の水産行政が区々ばら／＼になつたのでは、この台風の解決はつかないばかりではなく、すべての水産行政の解決はつかないと思ふますので、特に長官にこれを要望するのであります。が、この場合もちろん地方の官吏に対する権限はどの程度にあるかどうかということは、私はよくわかりませんが、指導よろしきを得ないものは、あなたの方で監督する範囲においてこれができないということで、そうしたようないろいろな問題をかみ合して、つまりスムーズに行くものも行きかせないで、ということになつておるのかどちらかわかりませんが、とにかく長官がわれ／＼の意思に沿うか、民間が欠けておると、いうことを私は感ずるが、長官はどういう感じがするのであります。が、こういう点において北海道が欠けておると、このたおるか、もし感じておつても、このたまりに一体北海道をまかせるままにして

おくかとということについて、長官の既定の信を伺いたいのであります。

○飯山説明員 大分御質問の内容が必ずしも問題でありまして、これは明確な答弁はできかねると思うのであります。私が考へがもしお答えになるならば、お答えさせていただきます。もちろん水産行政につきましては、農林大臣がこれを主管し、水産廳長官がこれの執行に当ると、いうことはこれはつきりしておる。従つて日本全國の水産の行政において、ある地方がこの全國的な一般的な情勢の進行を妨げるというようなことがありますならば、これはゆえにしき事柄だと思ひであります。従つてわれ／＼の権限の範囲においては、そういう事態を一日も早くなくなるように努力する。また未然にこれを防止するべく努力を拂う、かように考えております。先ほどの具体的なお話の一つかと思うのであります。この入会問題について、われ／＼は北海道道民の意向がわれ／＼の考え方と反しておるのだと、いうふうに私どもは最初受けておつたのであります。従つてもし道民全体の意向だとするならば、これはわれ／＼もわかれとしても一應考慮を加えなければならぬ問題じやないか、かようによつたのであります。過般私出かけてその実情に接して見ますと、必ずしも今まで遷延しておることは道漁民全部の意思でない、ということが明らかになつましたので、近い機会において、水產廳といたしましては、一定の方針に基いてこれが実行を期しておる、こうう次第であります。北海道の行政に當つておる人々の直接の監督は、これは北海道知事に屬することになりますが、これで、私としましては今後水産の全國的

一寸も貢献の實現よつまつたる
施策を進める上において、北海道のためにそれが支障を來すという場合がありますならば、その際は、われくしては然然それを実行するという手段を講じて行きたいかようと考えております。

○川村委員 私の質問はつまりこの台風によつて受けた被害というものは相當あるということは明らかになつておるにもかかわらず、私の方から電報で要請したものがまだ来ておらないのだ、新聞やその他には明らかになつておる。それをつまり水産廳に報告がないために、長官が神奈川縣と靜岡縣だけを取上げておるようを考えられる。特に私は北海道のいわゆる水產行政というものはうまく行つていないために、こうしたような報告も遅れているのじやないか、それで附隨した問題として先ほど御答弁のあつたことをとらえたのであつて、決してそのあとの問題をとらえて云々ではないので、遅れておるということについて、今後遅らさないで、北海道の水產行政をうまくやつて行きたいという信念から、長官に意見を煩わしたのでありますから、その点をひとつ御了承願いたいと思ひます。

必ずしも明確になつておらない。しかもその最後的な見解としては意見の相違だというふうになるのであります。しかしながら私どもが本法案を修正いたします場合には、どうしても突き詰めておかなければならぬ問題なので、この場合さらに伺つておきたいと思うのであります。ただその前提として申し上げておきたいと思います。ものは、長官は長官独自の見解から答弁されておるようと思われる点が多い。この法案の原案作成者として、本法案の眞意に立脚して答弁されておるという点からは、若干はずれておるのじやないか、従つて漁業者の総意を代表するわれ／＼の質問とぴたり来ないのじやないか、こういう点もありますので、ひとつ御考慮願いたいと思うのであります。この法案には、計画的に新漁業権の免許を行つておきたいと思つておりますが、この計画といふのは、どうしてたれがどのようにつけるのか、詳細にこの場合承つておきたいと思う。しかして最高の責任者としてたれがその責任をとるか、計画の適正化をどうしてきめるか、これを言いかえれば計画が最も適切であるかどうか、ということは一体たれがきめるか。こう申し上げますれば、あるいは、いやそれは漁業調整委員がきめるのだ、中央審議会の委員がきめるというふうに御答弁になるかもしれません、しからば長官のお考へでは、その漁業調整委員なり、中央における審議会の委員なりが、はたして本法案が期待しておるようなりつけられた人物が選挙され、しかもこの方々が二年間に、過去數十年間かかつて、いわゆる苦心粒々の結果今日を築き上げた漁業法の漁業の実

体をこわしてまで、新しくやろうとする責任をとるだけの人物が、はたして御期待通り選任されるかどうか。しかばね一体その調整委員に対していくなる地位の保障を考えておられるか。私ども仄聞するところによりますれば、出頭した日當を考えておるだけにとどまるというようなことさえ聞いておるのであります。専心二箇年びつじりやつていただきても、あるいは期待に沿わないのではないかと考えられる問題が非常に多い。惡質な漁業者の中には、全然顧みられない漁業権を借款の対象にして、これを補償に充てると、人さえあるということを聞いておるのであつて、これらの補償の金額が、新しく免許される場合の金額に織込まれるといふ危険を防ぐといふようなこまかいことにまでわたりますと、ただ單に適格性、優先順位だけをきめられただけでは相済まぬと思うのであります。この調整委員に対する地位の保障と言いますか、あるいは経済的な保証と言いますか、運用上の保証と言いますか、そういう点に対して、一体長官はどういうふうにこれをお考えになつておるか、またこれほど大きな、いわゆる長官が先ほどお述べになりました憲法とも言うべき憲章だというこの大事業に対しても、しかばね農林大臣はどんな指導方針を持ち、また監督方針を用意しておられるか。昨日でしたか、予算内示の一端を伺いました程度の少額なものでは、私どもはとうてい納得できないと考えるのであります。この点に関して長官の明確な答弁を承つておきたいと思います。

かどうか、またその計画は非常に重大であるにかかわらず、これを立てた場合に、それがその妥当であるかないかをきめるか、最高基準はどこか。そういうお尋ねがあつたのであります。もちろん今度の漁業法におきまして、漁場の調整をはかるということが、生産力を高度に發揮する一つの手段であるという意味においても、今までまた一面漁業権の民主化といふ面から考えられておるのであります。それで新計画と申しますと、ここに非常な現実を離れたところの計画のように、あるいは感ぜられる部分があるのじやないかと、かような氣持がするのであります。が、決してこの漁業法にうたつておりません計画というものが、いたずらに從来の組織内容を破壊して、ただ一つの架空的、あるいは理想的と申しますか、そういう考えのもとに立てるものではないのであります。従つてわれわれは、この計画を立てる場合の最高責任者はもちろん農林大臣にあると考えております。これが執行に当たります水産長官はもちろん責任者である、かようにも考えております。そこで調整委員会というものが、この実行にあたりまして相当重大な責任の立場に立つといふことも明らかなのであります。が、その調整委員会の権威と申しますか、実力と申しますか、そういう点においていろいろ御不安があるようであります。が、私どもは民主化をして行くと、建前から言えども、どうしても調整委員の制度を加えなければならない。民主化を進める上において、民意ができるだけ反映させるというような組織の環境として、調整委員会というものが生れて来るわけであります。従つて今必

すしも理想的な方々のみを網羅すると
いうことは非常に困難かと思ひますけ
れども、少くも漁民の各位が信頼され
そして尊敬し得るよう人が選ばれる
であろうということを、私どもは予想
するのであります。従つて現在の漁村
において尊敬に値し、また信頼される
人が選ばれるならば、それはその人だ
ちによつて行くことが現在としては最
善だ、こういうふうに考えられるわけ
であります。

もう一つは、りっぱな人を委員に選
んで、それらの方々の生活を保障す
る、あるいは不安なからしめるといふ
ようなことまで徹底的に行うといふこ
とは、他のいろいろな委員会——行政
的な委員会もありますが、その関係も
ありまして、ひとり漁業の調査委員の
みにそういうふうな生活の安定と申し
ますか、徹底した待遇をするといふこ
とは、非常に困難なのであります。し
かしそれらの委員の方々は、少くも直
接もしくは間接に、たとえば公益的に
か、あるいはそこ行政的にか、相当
密接な関係ある方々、及び直接漁業に
関係のある方々が選ばれる、しかもそ
れは民主的に選ばれる、こういうこと
でありますので、私どもは、現在とし
ては最もこれが妥当な方法だ、これ以
外には現在として民主化を進めて行く
上においての機関として適當なものと
考えられない、こういう考え方なのであ
ります。従つてこの調整委員会が相当
重大な責任を持つということはお説の
通りであります。しかし最高と申します
とか、あるいは最後と申しますか、そ
の責任は農林大臣にあるのだ、こうい
う見解を持つております。

考へれば、あるいは角をためて牛を殺すような結果になるおそれはないかと
いうような点も考慮されるので、私どもはそうしたねらいの点から修正を考えた
えでみたいのです。今私の質問に対する
る長官の答弁の中で漏れていると思いま
す点は、これほどの大きなことをし
ます場合の農林大臣は、どんな指導方
針をもつて臨むか、それに対する用意を
はどうか、こういう点をもう一つお聞
かせ願いたいと思います。

向さしつかえないのだという御見解であれば、その御意見もひとつあわせて伺いたい。これに関連して、從來専用漁業権の免許は、本省が直接その事務を担当していたのであります、いろいろ問題も非常に多かつたのですが、今回の漁業法ではこれを一切都都道府県知事にまかせているが、この点はどういう考え方か。また都道府縣知事に一切をまかせておいて、農林大臣または水産廳長官は、これと一体どんな関連性をもつて、漁業生産力の發展と漁業の民主化をおはかりになるお考えであるかどうか、こういう点について、はつきりお伺いをしておきたいと思うのであります。また漁業法には、漁業調整機構の運用によつて水面を総的に利用する、こういう点を強調しておりますが、一体どんな方策をもつて水面の総合利用をしようというふうなお考えを持つておるのか、そういう点を具体的に伺つてみたいと思います。

○久宗説明員 先般から許可漁業の問題がいろいろ議論されておるわけありますが、これにつきましては、法文の上では現行法とのつながりがありますが、これにつきましては、法文の根柢規定がございまして、それによつて府縣の小さな許可漁業につきましては、府縣で取締規則が出ておりますのは、皆さん御承知と思うのでござります。これの内容につきましては、この漁業権の再調整の際に、現在の許可

を受けているものと全部一律にこれをやりかえてしまうという必要はないのです。これは漁業権漁業と許可漁業の違いたと思うであります。たゞ漁業権の内容がわることによつて一部の調整を必要とする場合が出て参ります。そういう事情にありますので、当然府県の取締規則というものは一部修正になるわけでありまして、ことに内水面関係などにおきましても違つた形になりますので、あるいは別な規則になるという場合もあるわけであります。その立案にあたりました際に許可漁業についても詳しく述べて書けという要求が、関係方面からもあつたわけでありますが、これを一律に漁業法の中に規定いたしましたと、地方の実情に従いまして、その地方では許可しない方がいい、この地方ではどうしても許可が必要であるといったようなものを一律にきめることになりますので、それはやめまして、根拠規定だけを設けまして、府県で取締規則を具体的につくるというふうにいたしましたわけであります。もちろんこれをつくります際は、農林大臣の承認を得るというふうになつておりますが、その際にその地方の実情に即しまして、漁業制度の改革と合わせて具体的に指導して行くわけであります。なおその府県の取締規則を、漁業制度の切りかえの際にどの程度にかかるかといふ問題についてましては、先般來、ずっと主務課長会議がたび／＼開かれます際にいつも問題になりまして、具体的に研究を進めておるわけであります。ただこれは二年後に実施するまでの間に一應段階をつけて、固めて、それで施行に移すというふうに考えております。

それをやりましたあとで、なおかつ実際に今度許可を受けた人間をどうするか、あるいは適格性その他をこまかく設けるかというような問題は、どうせこれは委員会の問題となるわけであり題につきまして個々に当るということは、技術的に不可能でございますのでは、これをそのあとの段階に持つて行つたわけであります。ただ許可制度そのものにつきましては、当然漁業法との関連において修正が行われるわけであります。

なお指定遠洋漁業がなぜあそこに出しているのかという問題でありますのが、これは指定遠洋漁業というものについての許可方針につきましては、行政官廳がかつてに許可するのではないといふような形が、許可の方式としてとられたわけであります。またたび／＼御説明申しております通り、特殊な國際漁場との関連があつてできた問題でありますして、そういう意味で特に許可のやり方が違うので、あそこに書いたわけであります。

それからもう一つ非常に廣い地域にわたる入会關係の許可漁業についての問題があるわけであります。それについてこれに規定がないということは、たび／＼指摘されるところでございますが、これにつきましては、現在できております漁業調整委員会をそのまま相当大きな範囲の、たとえば三陸のいわしとか、北海道の入会といったような問題に直接結びつけることが非常にむずかしいということと、そういうふうな非常に廣範囲にわたる入会におけることは、何か相当技術的に研究す

べき問題もあるし、委員会にただちに移すという段階ではないと考えられますので、これを法制化しなかつたわけあります。實際上各府県あるいは関係者の方々がいろいろお集まりになつて、その入会の関係を調整して参つておるわけでありますが、これをどんな形で法制化するかという問題を、今ただちに現在の漁業調整委員会と結びつけて法制化する段階には、まだ達していないという考え方から、ここではそれを避けたわけであります。これが許可に関する技術的な御説明でございます。

なお知事と農林大臣の関係についての御質問があつたわけでござります。先ほど漁場の計画化のところでもそのお話が出たのでありますから、これは法律的に申しますと、こういうことになります。説明上漁場計画といふ言葉を使つておりますが、これは法文の上で免許の内容をあらかじめきめるというふうにいたしております。

その法律上の責任者は都道府縣知事であります。そうしてそのきめる際に関係のある海区の委員会の意見を聞くという形になつております。これはいろいろな技術的な資料その他を県が持つておりますので、縣の係官が相当こまかく技術的に調べまして、海区委員会の方々の意見をよくお聞きしておく。そうして大体それを固めまして、知事としてはこういうような漁業権の設定をしたいというものを、大体海区別につくることになると思ひます。それを委員会に正式にお諮りして、委員

会に対してもいろいろなその後の御注文があると思いますが、それらを全部にらみ合せた上で、最後に決定いたしましたのは知事がするわけあります。しかし実際にから申しますと、これには技術的には縣の技術陣が應援して、現地の海区の委員会の方々が、その内容を自主的にきめ、最後にそれを法律上確定いたしますのは知事であるということになるわけであります。ただその漁場のつくり方というのは、たまたま申しましたようにこの生産力の発展、民主化といった問題と非常に関連いたしておりますので、これが非常に不適当であるというような場合には、農林大臣は監督上の責任に基いて、この計画の内容について意見を述べて行くという形をとられるだらうということが考えられます。

○富永委員 意見を述べるだけですか。

○久宗説明員 監督上それが特に必要であれば、その内容をそのまま実施に移せないとすることもあるだらうと思います。

○玉置(信)委員 先ほど來各地をまわられた状況を基礎にして、各委員からそれぐ質問がありましたが、私も各地をまわりました。漁民の声をいろいろと聞きましたが、係の方の御答弁になつたことと、長官が先ほど來御答弁になつたことに対する矛盾を感じます。とついて、二、三お伺いしたいと思ひます。なお多少重複する点、あるいは第五国会等において御答弁になつた点に触れるかもしませんが、富永委員も申されたように、この法案に対しでは私ども相当大幅な修正を加えたいという考え方から、ここに漁民の眞

声を基礎として、一應当局の答弁をはつきり伺つておきたいと思いますので、これを前提としてお伺いするものであります。

全國に実在する漁業の一切をあげて、この法の規制によるべきであるにかかるらず、その漁業法みずからが一部を投げて、部分的な漁業法になり下つておるという点があるわけであります。その具体的の一例をあげますと、以來底びきその他現在の沿岸底びき漁業が地方漁業の重要な部門をなしておりますにかかわらず、これが除外をされおる、こういう点であります。この点につきましては、業者の率直な声といたしまして、北海道等におきましては、非常に大きな問題としてこれを取上げまして、將來北海道の入会問題を考慮に入れて、こうした措置をとつておるのではないか。また一面におきましては、こうしたものだけを除くといふことは、官僚の温存のためにやつたのではない、かような激越な言葉を使つてさえ批判をいたしておるのであります。これに対しても第一にお伺いしておきたいと思います。

○飯山説明員 ただいまの玉情委員の御質問にお答えしたいのであります。が、この整理の基本及び行き詰つた点というのはどういうことか、こういうことが最初になりました。整理の基本と申しますのは、民主化を行わなければならぬというこの基本の線なのであります。民主化を行う、ということが、先ほど來いらる御意見もありましたように、この漁業法改正の重点になつておる、こういうふうに御解釈を願いたいと思います。それから行き詰つておるのであります。従つて、民主化をする、ということがこの整理の基本になつておる、こういうふうに御解釈を業の現在の經營状態というものが、こ

のままで推移するならば、漁業の将来
というものは非常に不安定になる現状
において、働く漁民の上に漁業権と
いうものが付與される状態を來さなければ
れば、零細漁民の將來の生活すらもよ
り以上困窮させるということを考えて
いる点などあります。そういうふうで
に現在しなければならないのでは
ないかをさしておるわけであります。
それから漁業法が憲法である以上、漁
業全般を考えなければならないのでは
ないかといふお説は、ごもつともだと
思うのであります。ただその中に、
あるいは入会漁業の調整のためにこう
いうことを控えたのではない、ある
いは官僚の温存のためにこれを残した
のではないかというような説があります。
すなば、この点は絶対にないといふ
ことを申し上げたいのです。入
会の問題は、御承知の通りここ一、二
年内の問題であります。特に問題にな
りましたのは昨年來の状態であります
。従つてこの漁業法の改正とこれを
結びつけるということは毛頭あり得な
いのであります。それから以東底びき
及び沿岸の小型の底びき、というのは、
非常に重大な状況に置かれておるので
あります。これも先ほど夏堀委員か
らの御質問があつた際に申し上げたよ
うに、もし資源枯渇防止法というもの
が單行法で通過いたしますならば、こ
れに照らして処理していくという考え
を現在持つておるのであります。それ
から以東底びきにつきましては現在取
締規則というものが別に設けてあるの
でありまして、これも先ほど夏堀委員か
らの御質問があつた際に申し上げたよ
うに、この漁業法のもとに一本にしなけれ
ばならぬという考えについては、これ

は全く私もその通り考えておりますが、しかしすべての問題を一氣に解決するということは、事実上非常に困難なことがありますので、まず最も複雑しておる沿岸の定置漁業、あるいは区画漁業、いわゆる共同漁業というようなものに重点を置いたことは事実なのあります、しかし一本にしなければならない、また遠からずそういうふうにすべきだ、という見解を持つておると御了解を知願いたいと思います。

○玉置(信)委員 次は、先ほど鈴木委員の質問に対し長官の御答弁の中に、まじめに自営している者に対するのは、おそらくその漁業権が再び行くであろうから心配ないのではないかといふような意味のことがありました。長官は立案者でないからそこまでの御答弁はいかがかとは思いますが、その考え方私は私と見解を同じうしてゐるわけでありまして、従つて質問せんとする要点はそこにあるわけであります。そうしたことが想像される以上、農地改革と同様に、現在自営しておる業者はこれを取上げないで、そのまま法的措置を講じて残してやるという立案をして行つたならばどうか、かように思ひます。それが組合に移つて行つたという場合、この御質問を申し上げます。これと関連いたしまして、定置漁業、かりにいへんの例をとつてみました場合に、これが組合に移つて行つたという場合、すなわち組合自営の場合、從鷹の経営者も当然制限規則に拘束せられまして必要額の出資が許されないために、一面において莫大な資金資材の融資を受ける方法に非常に苦しむ結果、地方の高利、個人金融に依存しなければならぬ、ということが出で来るわけでありま

して、これが從來北海道の定置漁業の非常ながんとなつておつたのであります。またこうした封建的な制度の再現を來すのではないかということも考えられるのであります。こういう点等から考えてみましても、やはり實際に生産能率を高めて、生産意欲を持つて仕事に從事するというのには、從來やつておつた個々の業者が一番的確であると私は考えるのであります。これに対する長官のお考えはどうか。

その次は沿岸漁業に対する保護の問題であります。あるいは今まで沿岸漁民に対する保護策といふものがほんとんどない。先ほど久宗課長からのお答えでしたか、あるいは長官のお答えでしたか、資源枯渇防止法といふものを見ておるということでありますから、あるいは將來これを沿岸漁民の方へ援用される場合があるだろとは想像されますが、かりに今後大型の漁船が沿岸近くに操業して参る場合において、沿岸の漁民が非常な脅威を受けれる。そうした場合にこれを防ぐ方法としては、一方にとられる取締法以外にないわけであります。私はこの漁業法の面に対しまして、沿岸零細漁民が何らかのこれに対して法的根拠に基く抗議をなして、自分の漁場を守るというような組織が必要ではないか、かよう考えるのであります。これに対しあいかなるお考えを持つておるかをお伺いいたしたいのです。

ことは、先般來申し上げております
るよう、全般的に考え方なれば、こ
れを部分的に考えるとということはと
うい徹底しかねるのです。その民主
化を全般的に徹底させるという形をと
るために、一應ここできめられてお
るような考え方をしなければならぬ、
こういうことなのであります。従つて
正しいとか、まじめとかいうことは、
これは主觀的ではむしろきめにくいの
でありまして、客觀的にきめなくては
ならぬ、こういうことになると思うの
であります。それでこの際客觀的に見
て正しい、それからまじめに、しかも生
産意欲に燃えておる業者が、もし民主
化からはずれるということであるなら
ば、これはむしろ民主化そのものが非
常な誤りであるということになるので
はないか、かように考えて、私は改正
をされても、これらの客觀的において
正しい、まじめな、善良なるところの
業者は、必ず漁業権の付與にあずかる
ものだ、こういう考え方を持つておる
のであります。それから組合の經營に
移した場合に、これが犠牲を拂つた場
合、他のいわゆる商業資本と申します
か、仕込み業者であるとか、こういう
ふうな他の資本がやはり侵入して來
て、そして從來のようなむしろ弊をさ
らに増すのではないか、こういう御意
見かと思うのであります、この点は
組合に漁業権を移して組合が自當する
ということについては、もちろん優先
順位において第一順位にありますけれ
ども、資金あるいは技術その他の点に
おいて、この経営において十分である
という資格がなければ、ただ組合が協
同組合であるからというだけで、おそ
らく順位の優先になるということはあ

り得ないではないか、こういうふうに考える。また組合員自身も、資金の点において犠牲を拂つた場合に、これが対策が立たないといった状態で組合員が自営權を持つて事業をするということは、これは成り立たないのでないか。また調整委員会におきましては、將來の經營をやはり堅実に行くと、根本の考え方をもつて、計画性に基いてきめられる、こうしたことになると私は思うのであります。しかしながら実際に資金がどこから流れるかということは、實際問題としてながくつかみにくいのでありますし、この点は私どもの實際の経験から見ましても、ようほど用心しなければそういうふうに陥りやすいという点のあることは、私も同感であります。従つて今後調整委員会あるいは地方長官において、この点はよほど重大な関心と努力を拂わなければならぬ必要があると思ひます。しかしそれだからといって、從来のものにのみ権利を付與しておくといわけには参らないと思うのであります。

もう一つ沿岸漁業の保護であります
が、繁殖漁業の保護ということは、從來の最初の漁業法からこれは盛られておるものでござります。しかしながらいろいろな稚魚の保護であるとか、あるいはそのために禁捕区域を設けるとか、あるいは禁止期間を設けるということは、現に実施しておるのであります。これが十分に効果をあげておるかどうかといふ点については問題がありますけれども、今後日本の漁業を堅実に発達させて行こうというためには、どうしても、お説の通り、沿岸漁業が日本の漁業の大半を占めておりますから、この資源を保護して行くというこ

とが前提になるわけであります。従つて今度の資源枯渏防止というのは、実は健全というようなことが先になつては生まれましたけれども、今後は資源の保護をするという建前が中心になつて行くべき法律とならなければならぬ、かように考えておる。それでわれわれは、できるならば自然、むしろ資源保護法というふうなものにしたかったのであります。これが関係方面とのいろいろな折衝と、また實際において資源保護ということになりますと、いろいろな統計とか資料の正確なものを持たなければならぬ、こういうことに行きあたりまして、現状態にそれがない、ということから、実は資源保護法というものになり得なかつたような事情があるのですが、將來はお説に従つて、やはり沿岸の資源の保護と、いうことが日本の水産業の根本であるというこの見解については、まつたく同感であります。

す。それに対し明快なる回答が出てない。つまり終戦以來わが國の経済は、あらゆる面で民主化が行われて來たのであります。一般的の経済界におきましては、現状をつぶさに調査検討いたしまして、そうしてそこに財閥の解体であるとか、あるいは独占禁止であるとか、独占的事業の分離解体であるとか、そういうぐあいに現状経済機構を検討した上で、そこに集中なり、独占なり、極端なる資本収奪なり、そういう弊害の点をえぐりとつて、そうして日本の経済を健全な民主的なものにして行く。そういう方式がとられておるわけであります。また農地改革においても不在地主の追放であるとか、あるいは不當に集中したところの農地の解放であるとか、そういうぐあいに現状の農地制度のそのままを検討した上で、その欠陥であるところをえぐりとつて改革をやつた。こういう民主化の方向を、経済界においても農地改革においても行われておるにかかわらず、何ゆえに漁業制度だけが、おもちや箱を全部ひつくり返すようにひつくり返して、それから組立てなければならぬのであるか。現状の漁業権制度を調整委員会等において、十分に調査研究をとげて、そうして不當に集中しておつたり、あるいは働く漁民から不在地主的に利益を收奪するような、そういう悪い点、あるいは封建的な面、そういう点を取上げて、そのものを改革するという方法によって、日本の漁業の民主化は期せられないのか。長官のやる方法でなければ、絶対に日本の漁業の民主化はできないのであるか。その方法論においてわれく委員の納得するような回答が出ていない。

この点を明確にしていただきたいと思
うのであります。

第二点は、この漁業権制度を改革する基準をいろいろ長官は述べておりますが、その中で、わが國の沿岸の漁業制度は浦浜制度時代から部落漁民の総有である。部落漁民としてはその地先の漁場を相互的に、お互に譲り合つて、自分らの総有の財産として、そこに生活の根拠を求めて來た。從つて今後も部落漁場の総有という基本觀念によつて民主化はかつて行く、こうい御説明もあつたのであります。しかるにこの法案を検討して参りますと、漁場を自営する者に漁業権を與えよう、大きな太い線をここに見受けられるのであります。はたして当局が漁業の民主化なり、あるいは生産力の発展の方向を、この漁場は総有であるといふ觀念によつておやりになるのか、あるいは漁業権は實際に行使する者に與えるのであるか、いずれの点に基づくの線をおいてこれを考えておられるのであるか。これが第二点であります。

それからついででありますから、こ

の際お尋ねしたいのですが、私どもはこの

賃金を政府は三十箇年以内の漁業証券でこれを支拂う。こうしたことになつてゐるのであります。私どもはこの

三十年の長年月にわかつて初めてこれ

が資金化されるというような行き方で

は、一面非常に高率な免許料をとられ

る漁村としては、資本の蓄積ができる

い。漁業の發展ができないと考えるも

のであります。そこで現在の漁村の実

情から考えまして、この漁業証券は一

應三十箇年間の証券とすることは了承

するとして、總有といふことは

あります。

○石原委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○石原委員長 速記をとめてください。

○飯山説明員 それから第二は總有と

するとしても、これを漁村の生産施

設、あるいは共同施設、漁民全体の福

利施設等のために資金を必要とする場

合には、この証券を監督官廳の許可を

受けて資本化する道をなぜ開かぬので

あるか。今日もしも漁業証券が資本化

されて、漁村におけるあらゆる生産設

備を拡張整備することができるとい

うことになりますれば、轉換期にある、

再建の途上にあるわが國漁業の發展

に、大きな貢献をなし得るものである

と考えるものであります。ぜひともこ

の証券については、漁村における漁業

の發展のための基礎的施設に対し、

これを資金化して使える道を開かなければならぬと思うが、当局はいかなる

考え方を持つておるか、この三点をお伺

いします。

○飯山説明員 鈴木委員の質問の第一

点は民主化の問題でありまするが、漁

業法の改正が根本的にこういう制度を

とらなければならぬか。こういう制度

をとらなくとも、もつと民主化の線は

あり得るじやないか。こういう御意見

としてながめたとき、日本の諸制度

のどれが根本的に改革されたかといふ

ようになりますると、農地改革

がその最たるものであると思うのであ

ります。ほかの工業方面においては、

御説の通りないと私は思います。しかし

この漁業の民主化を唱えられる根本

は——ちよつと速記をとめていただき

たい。

○石原委員長 速記をとめてください。

○飯山説明員 みずから行はれてる

者に與えるといふことが、この漁業法

の基本觀念になつておるということは

はつきりいたしております。つまりみ

ずから行使する者に與えるのだとい

ふことは、これは根本原則です。それは

それから第三の補償金の問題であり

ます。これは実はわれくも鈴木委

員のこれを資本化して、そして運用

のできる、あるいは資金化することが

再建の途上にあるわが國漁業の發展

に、大きな貢献をなし得るものである

と考えるものであります。ぜひともこ

の証券について、漁村における漁業

の發展のための基礎的施設に対して、

これを資金化して使える道を開かなければならぬと思うが、当局はいかなる

考え方を持つておるか、この三点をお伺

いします。

○鈴木(善)委員 長官は聞き違えてお

ります。働く漁民に與えるといふこと

ではなく、漁場の総有といふ基礎觀念

によって新しい漁業制度を確立しよ

うとするのか、それともみずから行使す

る——働く漁民でも、みずから行使す

する者、しない者があるわけですか

ら、漁業権はみずから行使する者に與

えるといふ基本觀念で行くのか、総有

といふ觀念で行くのかどうぢか……。

○鈴木(善)委員 みずから行はれてる

者に與えるといふことが、この漁業法

の上に立つて、多数の漁民がこ

れに参加するような方式で進めて参り

たい。だから実際に行使する個人より

も漁民の團体にこれを與えて、多数漁

民にこれを行使せしめる。沿岸の漁場

は総有であるといふ基本觀念に基いて

立案しておられるという松元説明員の

説明もありましたし、私どももこの法

案を検討して参りますと、多くに松元説

明員のおつしやつたような線に沿うて

立案されておるようになります。まことに

松元事務官から総有の觀念だとい

うことを見つかり申し上げた。総有と

いう——これは私にも実は法律的に考

えて、総有といふのは漁民だけか、國

民の所有といふのか、はつきりいたし

ません。しかしここで言うことは漁民

のものだこういう考え方じやないかと

思ふのであります。水産に関する限り

は漁民のものだ、そういう考え方じや

ないかと思うのであります。そういう

考え方といたしまして、それを総有

の觀念と自営、つまりみずから働く者

にはそれを與えるのだと、いうことは、

私は別にこれは矛盾しないのじやない

かと考えるのであります。なぜかと申

しますれば、私の見解では働く者

民といふものはないわけであります。

いうことと、働く者に與える、自営する者に與える、この対照的な問題であります。

これはこの前條文説明のとき、松元事務官から総有の觀念だといふことをはつきり申し上げた。総有と

いうことと、これは法律的に考へて、多分に松元説明員のおつしやつたような線に沿うて立案しておられるよう

あります。また沿岸の漁業の今後の見通しから言つても、そうでなくちやい通しであります。

この点について、漁場を交渉を続けておるわけであります。ぜひ私どもは、これがかりに短期に資金にならなくてはなりません。これがかりに長期に資金の道ができるのであります。

おつたのであります。ところが最近のところが最も逆な時代になつて來た場合においては、一層これを資金化するといふ点が非常に大事なのであります。

この点については、われくも大蔵当局方面とは、この問題は交渉を続けておるわけであります。ぜひ私どもは、

おつたのであります。ぜひ私どもは、これがかりに長期に資金の道ができるのであります。

これがかりに短期に資金にならなくてはなりません。これがかりに長期に資金の道ができるのであります。

この点については、漁場を交渉を続けておるわけであります。ぜひ私どもは、これがかりに長期に資金の道ができるのであります。

これがかりに短期に資金にならなくてはなりません。これがかりに長期に資金の道ができるのであります。

この点については、漁場を交渉を続けておるわけであります。ぜひ私どもは、これがかりに長期に資金の道ができるのであります。

これがかりに短期に資金にならなくてはなりません。これがかりに長期に資金の道ができるのであります。

この点については、漁場を交渉を続けておるわけであります。ぜひ私どもは、これがかりに長期に資金の道ができるのであります。

これがかりに短期に資金にならなくてはなりません。これがかりに長期に資金の道ができるのであります。

この点については、漁場を交渉を続けてお

○鈴木(善)委員 総有ということについて、長官は私どもの考えておる点とちよつと違う考え方を持つておるようであります。が、先ほど私が申し上げましたように、これは浦浜制度時代には、部落漁民がお互いに入り会つて利用する。そこに生活の根拠を求めて、これは部落漁民全体の漁場であるという観念であつたと思うのであります。それが明治維新になつて歐米の方から資本主義制度が入つて来て、漁村にもいろいろな分化が行われた。職業的分化が行わされて、散髪屋になつたり、風呂屋になつたり、宿屋になつたり、いろいろなものにわかれて行つて、結局残つた漁民が集まつて漁業組合という團体を作つた。そこで浦浜制度自体が部落のものであり、部落漁民のものであつたというものが、職業が分化されて、漁民團体に與えられた。これが漁場の総有觀念だとわれくは理解しておる。そこで今後この漁業権の部落漁民の総有關係と、實際に行使する者に與えるという、この二つのものを調和させらるならば、漁業権の所有管理は漁業團体に持たして、そうしてその行使を組合が調整して組合員にこれを行使させることといふことであれば、長官のさつきの御意見ははつきり割り切れるのでありますけれども、その点がこの法案では出てない。むしろ總有觀念といふに與える、こういう關係になつておる説明員の考え方と、この法案に現われているところは、定置等においては、その觀念よりも、むしろ行使する者に與える、こういう關係になつておる。

りまして、この法案がどこをねらつておるのであるかということがはつきりしない。ふら／＼と総有觀念と実際に行使する者に與えるという間を彷彿しているという感があるのでありますがこの点、あらかじめはつきりお伺いしたいのです。

○久宗説明員　ただいま総有という觀念の問題が出まして、非常にむづかしい問題になつたのでござりますが、これは法律的に一應御説明しておく必要があると存ずるのであります。なお実際問題として、今度の免許の基準とか、そういう非常に大事な問題に関連いたしますので、ごく技術的に法律的な内容を御説明したいと思います。なおそれについての考え方も若干つけ加えたいと思つております。

ただいま鈴木委員の方からお話のございましたように、いわゆる総有という問題につきましては、浦浜時代の問題からつづとありますし、それがいろいろ分化して参りました。組合にそれを持たせるというような形になつて來たわけですが、これには漁業の種類によりまして、いろ／＼問題があると思います。つまり從來専用漁業権と見ておりましたような内容のものは、まさに入会的な内容のものであります。これはゲルマン法の觀念であります。そして、その権利関係は團体それ自体と、その内部の個人といふものの両者を含めた、いわゆる総有であります。これが、われ／＼はこれを総有と觀念しておるのであります。こういうような入会的なものと、総有といふ觀念をもつと平たく解釈しまして、漁場は漁民のみんなのものだ、こういう考え方

があるわけであります。それは、みんなが入会漁場に操業いたしますと、他の漁業といろいろ関連がありますし、人々がかつてなことをやられては困るというような意味のようであります。そして、そういうような常識的な意味の、みんなのものだという漁場の中に、御承知の通り漁業が分化して参りまして、定置漁業その他大きな、相当個別的な経営が発達したわけであります。それでその入会漁場の中における個別的な経営と、みんなの入会漁場というものが重複しておるわけであります。それをどういうふうに仕切るか、ということが問題だつたのであります。が、現行法においては、それが何ら調整の措置がなく放棄されまして、その結果、ただいま話の出ましたような、漁民の團体がそれを持つというような運動が実は起つた。これは入会漁場と個別的な漁場との調整をつけようといふことで起つた問題なのであります。そこで今度の制度改革が行われました。実際に、今總有か個人經營に與えるのが原則か、どちらかといふように、二つに大きくわけて御質問が出ておりましたけれども、これがやはり当初において非常に問題になりまして、われくの考え方といたしましては、漁民の漁場に対する考え方というものに一番沿つた方向としては、漁民の團体に管理させて、その内部で行使させるのが適当であろう、またそういうふうに一般的には漁民の意向があるのでないか、こういうふうに思つたわけであります。ただよくそれを笑き詰めてみると、その中にはやはり二つにわけなければならぬ問題があります。つまり、本來入会的性質がある漁業につき

ましては、その團体の内部の規制に從つて、各個人が個々に漁業をするわけではありません。こういうようなものにつきましては、今度の法案におきましては、いわゆる共同漁業権とか、その他いわゆる協同組合の管理にまかしたものとのとして規定いたしたわけであります。それに対しても定置漁業その他につきましては、團体優先とというような規定は設けておりますが、原則は自営、つまり経営する者に與えるというふうに規定しております。この点が矛盾するじやないかというお話だらうと思うのであります。これは結局内容が入会的な漁業権の場合には問題はないのですが、そういうものじやない個別的にも経営できる、またそういうものが本來の性質であるといふ経営は非常に個別化するわけであります。そういうことを團体内部で認めるのは、つまり團体内で貸し付けるのをきめても、團体外に貸し付けてもこれは免許行為であるといふことが法律的には問題になつたのであります。つまり入会漁業の内部において、内部のとりきめで行使方法をきめるとして違つて、それは純粹に考えて免許行為じやないか、それを行政官廳でないものがやるのはいけないと、いうことで、これは委員会の方でやるべき仕事である、あるいは委員会みずからがやるべき仕事だということで、それを仕わけたわけであります。その結果あらうような書き方になつておるわけであります。漁業の種類といたしまして、本來の入会的なものは組合の管

そういうものにまかせる。そうでない性質のものについては免許行爲というものをはつきりきめなければならぬから、ああいうふうに規定いたしまして、ただその内容は、漁場におきましては農地と違いまして、分割できないことから、しかも漁場はみんなのものだ、という観念と、その漁場の利益に均霑するといったような問題も含めまして、そこに今の團体優先という規定が出て來たわけであります。漁業権の種類に従つて書き分けてございますので、法文だけごらんになりますと、非常に考え方の混乱ではないかといふうにお考えになると思うであります。が、そういうふうなことを全部考え方した上で、ああいうふうに規定したわけであります。ですから、縦有か、あるいは個人か、というふうにお聞きになられても、ちよつとそれに対してイエスかノーかという御返答はできないわけであります。いまして、詳しく述べると、ただいま言つたような点があるわけであります。

以下具体的に私の意見を申し上げ、御質問いたしたいと思うのであります。少し御当局においてはイデオロギーにとらわれており過ぎはせぬかと思つてゐるが、御答弁によりますと、定置漁業権において漁業協同組合の自営を第一順位に置き、漁業生産組合を第二優先順位に置く。これによつて漁業権の総有の觀念が盛られておるのでだとしておられるのであります。これは觀念の遊戯に墮しておるのであります。現実にはそうでないと私は考へるのであります。そこで漁業協同組合の自営を第一優先順位に置いたということについて、深く掘り下げてお尋ねをしてみたいと思うのであります。それより先申し上げたいことは、まずこの法案で行くとすれば、有望な漁場、安定した漁場は、漁業協同組合が自営するならばまず優先的に借りられる。従つて、この法案で行くならば、おそらく個人の自営の漁場として残されるのは、経営の安定しない、有望でない漁場だけであるという結果にならうと思うのであります。しかも漁業協同組合は自営をしなければその漁場は持てない。つまりむりに法律でもつて自営を勧めておるのであります。自営の方法以外に、漁業協同組合に対して、漁業権を持たせる方法がない。自営をねりに勧めている。そこでこの漁業協同組合に、何でもかでも自営をむりに勧める條件がそろつておるかどうか、はたしてそれがよいかどうか、具体的に検討してみなければならぬと思うのであります。

ます。役員の任期は一箇年ないし二箇年、その他の会議の運営については、講長は組合長以外から出すというような、非常に民主的なものであります。が、この漁業協同組合は、從來の漁業会と比べると、非常に民主化されておるようであるが、それだけに非常に弱体なものである。特に定置漁業のような資本的な企業を經營するにおいては、はなはだ弱体なものである。それでこの法案を実施するとして、現在施行の漁業協同組合法を御訂正になる用意があるかどうか、これをまずお尋ねをしてみたいと思います。

きには入る、漁業の成績の悪いときには出る、かようなことは理論としてはなり立ちましょうけれども、実際その部落においての問題としては、私はそんなに起り得ないことはないかと考へるのであります。従つて協同組合による権利を與えて協同組合が發展して行くことになるのであります。強要するのではなくして、協同組合の実質がこれに伴うに従つてこの権利は與えられて行く、こういう考え方でなければならぬと考へております。

○奥村委員 現行では北海道では率は少いのですが、内地では大体定置漁業権は漁業会が持つて管理あるいは賃貸借をしております。それはいかなる漁業会でもその地元の漁業会は、大体與えられておるのであります。この漁業法が施行になりますと、その継承團体である漁業協同組合が自當をしなければその漁業権から離れることになるわけであります。従つて自當をするか、漁業権を離すということになりますが、漁業と漁業権とは切つ離れぬものである。従つてその漁業協同組合の実力、條件が備わるといなどにかかるらず、自當をしなければ漁業権がとられるということのために、むりに自當に追いやられるということがないかどうか、お尋ねいたします。

○飯山説明員 協同組合が実力を備えた場合には、おそらくこの漁業法の精神に基いて、調整委員会はこの実体を備えた協同組合に與えられるであろうとなりが迷惑をするということはあり得と私は考へております。ただその実体を備えるまでは、今のお話のように漁業権を失うために、漁業者なり組合員

るかもしれませんけれども、しかし漁業会が持つておりましても、自営をしない場合にはある特定の者にそれを貸し付けているわけなんでありまして、貸し付けてることによつて組合が受ける恩恵と申しますれば、これは漁獲物を取扱うという共同販賣の面だらうと思うのであります。賃貸料をとり、また相当巨額の賃貸料を納めておる所もあるのでありまするけれども、これを今度の漁業法では、賃貸によつてつまり賃貸料をとるというようなことを根本的に認めない、こういうことから来ておりますので、組合が自営しない場合、今までのような賃貸料で組合が収益をはかつて、そうして組合員の何と申しますか、利益を擁護するというような形は許されないわけでありますから、その協同組合にりつけな人々が集まつて、そうしてこれが一日も早く実態を備えて、優先の順位を現実に確保する。こういうことに進むより道はないじやないか、こう考えておるのであります。

つたけれども、ただ一部の人間が冒險的にやると、いうようなことは許されないのであって、組合員の三分の二以上が書面をもつて同意しなければできないということになつておるわけであります。なお協同組合に権利を持たせます場合に、先ほどの漁場がみんなものだといったような觀念からも参りますして、ただ協同組合であればどんな自営できるというのでなくて、その構成員のうちに、つまり比較的全般的な規模のものでなければ優先という形はとらないといふことも、あの法案の中規定期定置漁業権を持つております。そしてもう一つの問題といたしまして、いよ／＼いろいろな意味で自営ができるなかつたという場合はどうなるかと申しますと、これは現在の漁業会が約六割定期定置漁業権を持つておりますが、そのうちの七割が貸し付けられておりわけであります。このような漁業権につきましては、現在は賃貸料をとつてやつておるわけであります。これは必ずしも不在地主が賃貸料、地代をとつて云々という問題ではなくて、そういうみんなの漁場が個別的に独占されて、その漁利が持ち去られてしまふ。その漁利が均等してそれをいろいろ生産施設に使つて行きたい、又いろいろのものに対しましては、今まで補償金という形でその賃貸料に相当するものを年々補償金の償還額として参ることになるわけでありまして、從來賃貸料でいろ／＼施設をやつてい

たのではありますが、全然できなくなってしまう、ということなどないと考えられるわけであります。なお先ほど総有という問題が出来まして、これにつきまして若干御説明申し上げましたが、いろいろ議論になりますので、純法律的に見て、総有という概念はどうであるかということについて、若干松元説明員の方から補足させていただきたいと思います。

○松元説明員 先日の私の説明中、沿岸漁場は漁民の総有であると申し上げたことから少し議論が起つたわけであります。が、総有という意味は、厳密に申しますと二つに使つております。一つは法律的意味で所有の形態として総有と言ふ形、これは日本の法律にはない概念であります。ゲルマン法的概念であります。この総有と申しますのは、物を集團的に所有いたします場合に、ローマ法流の概念では法人といいう形でしか持てない、なしし共有といいう形でしか持てないわけであります。これに対しまして総有という概念は、共同とか、あるいはその集團が法人格をもつて物を所有するというのとは違つて、その集團そのものが直接物を所有する形態、少し法律的にやかましくなるのであります。が、そういう形態でありまして、現実的には一定の集團が一定の——陸でありますから入会山、海岸の場合で言えば漁場をどう使用するかについて、その集團の規約で利用方法をきめる。そうしてその集團の各メンバーに規約に従つてやらせる。こういふ利用のしかた、これを総有と称しております。こういう形態でありますと、定置は総有には該当しない。なぜかと申しますと、定置で經營し得る人

間は限られて参ります。この点他の共同漁業権、あるいはのり、そいつたような区画漁業権の利用方法とは違つておりまして、そういう意味の縦有であれば定置は当らないわけであります。これが法律的の意味の縦有で、これに当るものは共同漁業権及び組合に管理権の認められたひび建養殖業以下の区画漁業権でありますて、これを民法では、この縦有という觀念を表現しきれないでの、一應入会権と規定して、その内容はすべて慣行によつております。これに対しても漁業法では、一應これをローマ法流に翻訳いたしまして、その漁民の集團に法人といふわくをかぶせて、それを協同組合とし、それに専用漁業権といふものを與え、そらしてその組合員に各自漁業を営む権利を認めたわけであります。今度の新制度におきましてもそれを踏襲しまして、その漁民の集團に法人といふわくをかぶせて、協同組合に共同漁業権と一定の区画漁業権を持たせる。それについて、先日御説明いたしました第八條で、各自漁業を営む権利を有するとしておきません。しかば定置について申しますよりは、定置のある漁場、この漁場は漁民の管理に屬している、こういう意味であります。従つてその漁場の利益は漁民全般に帰属せしめらるべきものであろう。しかしながらその利用の形態において、各自がかつてに定置をやることは適當でない。従つ

て從來は定置漁業権を持つた協同組合が最も適当な經營者を選んで、その者に經營せしめた。そうして定置と他の入会漁場との調整を協同組合がつていた。この形を躊躇すれば、あるいは先ほどのラフな意味の縦有という形が貰かれるかもしれません、この場合に一定の集團的な漁民が漁場の利用方法をきめます場合に、必ずしも協同組合という形をとる必要はない。要は漁民の集團的な管理の表現をとればよい。従つて今度は從来そういう協同組合が営んでいた役割を委員会に持たせたわけであります。これは一方では新しい協同組合は、從来と違いまして加入脱退の自由といふような点もあります。それならば共同漁業権につきましてもなぜ委員会でこういう漁場の利用、申しますと、それは共同漁業権是非常に漁場が複雑で、一々委員会でやるわけにいかないという点がある、共同漁業権については委員会で調整することがむずかしい。ついては、そこで協同組合に総有的な共同漁業権を持たせる、そういう形を認めたわけあります。

○松元 説明員　お答えいたします。漁場がだれの所有であるかということを申し上げますと、これは抽象的には國民全部であることは申し上げるまでもあります。その場合に、もしも沿岸漁民が、その沿岸漁民だけの私的な利益に走りまして、國民全体という立場を離れましたならば、それは漁民の立場とは言えないと思うであります。そういう意味で、基本的にはやはり沿岸漁民全般、さらには國民全般のものではあるけれども、それを具体的に實際にやつて行くのは、それは地元地区的協同組合の管理である。こういうふうに了解いたしております。

ました沿岸漁民、あるいは國民全般の所有という点と、地元地区組合の所有という点、これは極端に申しますれば、あえて漁場に限らず、農地であろうと、あるいは工場施設であろうと、これはすべて國民全般の利益に帰属せしむべきものであろうと思つております。ただその利用のしかたを、抽象的に國民全般がどうしてきめるかということ、それができないで農地は農民にまかせ、漁場はその地域の地元地区の漁民にまかせた。こういうことであらうと了解しております。

○奥村委員 少し話は横道にそれましたので、漁業協同組合の問題に移りたいと思います。どうか御答弁の方もありますまい横道にそれに、お尋ねなしたことだけになるべく重点をおいていただきたい。

私のお尋ねしたことは、定價漁業なるものは、大体一漁場今日の資材の代金からいたしますれば、ます千五百万円以上の資金がいるものであります。しかも御存じの通り非常に危険であり、また暴風などによつては、根こそぎ破損される。こういう事業がやれるような漁業協同組合なるものは、まさに少いものであります。ところがその漁業協同組合が自営をしなければ漁業権を失うことになる。従つて在來の漁業会において漁業権を持つておつたような部落には、この定置漁業権を失う漁業協同組合が非常に多いと思う。これが問題である。ところが今までは漁業権を持つておつたので、賃貸料の問題ではない。賃料はわざかなものであつても、その漁業権の行使によつて漁夫を使わせることができ。それから水産の漁獲物は全部漁業会の販賣

所で扱うことができる。資材も一切漁業会が扱うことができる。その漁業権を中心にして漁業会、また以前の漁業協同組合が今日発展して來たものであります。ところがそういう危険な、また千五百万円以上も資本のかかることを自営しなければ、漁業権から離れるので、漁業協同組合の存立の基本を失うということになる。そういう危険な法律の書き方は困る。その意味をお尋ねしておるので、その核心に触れた御答弁がどうもないようになりますが、そうなつてもやむを得ないとお考えになつておられるか。どうですか。

○久宗説明員 問題は二点あると想います。

まず第一点は現在自営しておる組合が、自営できなくなりはしないかといふ問題であろうと思います。現在の資料によりますと、定置漁業権のうち、先ほどお話をいたしましたように、約六割は漁業会に所有されておりまして、そのうち実際貸し付けられておるものは約七割あるわけであります。あとの三割のうち、事実上形式内容ともいわゆる漁業会の自営という形をとつておるものは非常に少くて、その三〇%のうち、つまり貸し付けられていない漁業権といふものは、何らか形をかえていわゆる漁民の集團——あるいはこれが村張といふこともありましょんし、あるいは一種の網組合といふものを形成しておる場合もある。いずれにしてもその三割といふものは集團的に經營されておるわけであります。その集團的に經營されております網の実態は、大体私どもの調査したところによると、きわめて安定した漁場であつて、不安定な漁場には手を出さない。

これは集團的で危険も伴いますし、当然のことであろうと思います。その場合には、すでに、そこに相当の蓄積もありますし、年々の網をそろい形で継続して來ているわけありますから、今度の規定によりまして、優先順位というものが與えられておりますから、そのまま引移つて行けるだらうと思うのであります。問題は安定した漁場がきわめて少ないので、漁業協同組合の自営といふものを第一順位にいたしましても、それがただちに漁業権全体を自営するというところまで進むはどうてい思えないわけでありまして、とりあえずは残されたわずかの優良漁場について、資本その他が整つた場合に、どこまで自営ができるだらうかということなのであります。全部を自営することが好ましいということではなくて、非常に不安定な漁場でありますから、もつと経営能力のある、あるいは経営が多角化されておつて、その危険に耐え得るというような、個別的情態の会社でもやれるということで一向かまわないだらうと思います。その場合に漁業権を持たないことによって他の発言力がなくなる。たとえば漁夫を雇つてくれとか、地元に水揚げしていくといった問題が出來ると思うのであります。こういう問題については、委員会の方に機能を持たせたわけでありまして、なお法文の上では、優先順位の内部に第一順位、第二順位と参りました際に、第三順位の同順位の場合の問題が書いてござります。あの中に結局地元漁民というものが、資本的にも、労働的にも、できるだけ多く参加することができるようになると書いてありますし、自営ができない場合でも、

いは会社が經營するという場合で、も、優先順位の規定によつて直接権利に基いて発言しておつたということとがわつて、委員会が発言する。また法律の規定でもこれをバツクしておる。こうしたことになるわけであります。

○奥村委員　ただいまの御説明によりますと、從來漁業会の貯貸しておつたいろいろなとりきめについては、委員会がかわつてこれを行ふ。従つて大した影響はないという御答弁であります。が、これはほんとうに答弁のための答弁で、實際に貯貸あるいは漁業会が直接契約する場合と、漁業調整委員会がやると、地元の漁業会の利害の問題は、これは大違ひであろうと思ひます。しかしどうもこれ以上つづ込んで行つても見解の相違になろうと思ひますから、ともかく自當の行われない漁業協同組合は、はなはだ弱体化するということだけは間違いがあるまいかと思ひます。

次にそれでは三割の在來漁業を自當しておつた村張組合、そういつたものについてどういう結果を生ずるか、これについても私はお尋ねしたいことがあります。つまり私ども福井県、京都府方面には、全國でもまれないわゆる村張組合、あるいは漁業協同組合の自當が発達しております。私もそれをやつて来ておりますので、その経験から特に申し上げてお尋ねをしたのです。つまり今日まで約三割が共同經營をやつておるところは、いわゆる村組合であつて、この法文にある漁業協同組合の自當ではありません。協同組合の自當なるものは今度初めて水産廳が発明され、また生産組合の自當も今度初めて発明されるのであります。

今まで自然発生的にそのようなものはできておりません。つまり今までの村張組合なるものは、一定の漁業権の上に立つて、加入、脱退の自由はない。一戸一株 これは徳川時代から自然発生的にきて来たものであります。その発生は漁業権を土台にして、しかも加入、脱退の自由がない。一戸一株の、それこそ共産的な經營で成立つてゐるものである。それを漁業協同組合の自営と同じような観念で見ておられるのではないか。漁業協同組合の、加入、脱退は自由である、この文句によつて——従來の村張組合と漁業協同組合とは性格が全然違う。かつてに組合員が出たり入ったりされるような組合ができるはずがない。この協同組合が、かつて日本の國に自営できた例があつたらおつしやつていただきたい。

非常に困る場合ができると思ひます。そういう形をとつたのではどうでいいでない。また現在は法律の嚴密な意味における漁民ではないが、かつて漁民であつた家族もその網の利益に均霑してやつて行く、子供が大きくなれば、また網にのせて行くといった関係があらうと思うであります。そういつた関係も予想して、特例であります、いわゆる村張組合が漁業権を持つて行きました場合に、これが全村的という表現をとつておりますが、詳細に内部を調べてみると、土地柄が比較的孤立している関係もあり、古くからそういう網の権利ができておりますのが限られているというような関係で、内部において民主的でないむしろ封建的と言われる問題が非常に多いのであります。これはその地元の資源が限られているというような形で、内部においては資源とあとから來たよそ者という関係もございます。それから戸主中心であつて、家という単位で、その内部における個人の自由がきわめてひどい形で制約されているという場合もあるわけであります。そのままの形で、村張を合理的なものと見てただちに認めるのではなく、その内部は資源と見合いながら当然に民主化されなければならぬいと思うのであります。ただどうしても協同組合という形ではとりにくい、非漁民の一部もその漁場の利益にある程度均霑させなければ、全体として成立しないというような村の構成もあるかと思つて、特に厳密な制約を置いておりますが、村張という形も残したわけであります。

○奥村委員 私のお尋ねしたのは、漁業協同組合の自営なるものの形において、今まで成立つてある定置經營はどこかに例があるか、そういうのは今までの水產廳の発明じやないかといふお尋ねでしたが、それについては今まであまりなかつた。という御答弁でありますから、それだけつこうであります。なるべく中心点だけの御答弁を願いたい。

さて初めての漁業協同組合に、この定置漁業権を自営させることがいいか悪いかということはしばらく置きましても、まずお話の村張組合もこれをかえなければいかん。漁業協同組合の精神に立ち帰つて、一世帶から何人もの加入者があつてもそれは入れねばならぬ、こういうお言葉のように聞きました。漁業協同組合であるならばその通りであります。これは実際私が自分の組合で今日痛切に困つております。今までの村張組合がこの協同組合の精神によつてひつくりかえろうとしているのであります。特に私はそこを念を押すであります。たとえば私の隣村には、この中で一週間ほどお調べになつて、理想的だというお話ですが、ここは四十一軒で元祿時代から村張でやつてゐる。もう四十一軒以上は絶対にふやさぬ、減らさぬ、そういう漁業権の上に立つて、非常に封建的、独占的な形であつたから、この組合が存立して來たものであると思う。しかし今度はその組合が、弟が分家すれば分家を認めてやる、兄弟が二十以上になれば、みんな組合員として協同組合に入る、そして加入、脱退は自由だ、これで從來の村張組合が維持できるかどうか。

先ほどの長官の御答弁では、加入、脱退は自由としてあるが、事実はそういうことはないと言われるが、これは逃げ言葉であります。今日の漁村の状態は相当赤化思想も入つて参りまして、もうわれ／＼組合長といえどもこれを抑えることができぬ。こういう法律を書いておいて、實際はそういうことはありませんというのは無責任であります。元に戻つて私のお尋ねすることは、從来の村張組合も、漁業協同組合的に加入、脱退を自由にして、つまり世帯単位でなしに、組合員単位でやって行かれるのかどうかお尋ねいたしました。

字句をしやにむに頭に入れ込んでおり
ますから、あなたの言われるようには、
一帯一人にいたしたい、それなら許
可すると言つたつて、それじや法律の
精神に合わぬじやありませんか。法律
は漁民に全部加入さす。加入脱退は自
由で、そしてこれに優先順位を與える
とはつきり規定してある以上は、この
法律規定によつて御答弁を願いたいと
思うのです。

理由があつて分家して加入を申し込んだ場合に拒否することはできない。そういう加入、脱退は、もちろん形式上一應法文では自由であります。そういう組合ではたして集團經營ができるかという実態の議論になると想うのであります。

○奥村委員 これはたいへんな問題になつたと思ひます。そうしますと、村張組合はこの規定にある漁業生産組合とは全然別のものであつて、漁業協同組合と同じ性格のものですか。

○松元説明員 ここで一つお断りしておきますが、実は村張組合といふ言葉がちよつと混同して使われているのであります。この中にも第九項の協同組合に準ずる全村的漁民経営、かりに全村的漁民経営といふ言葉を使ひますが、それと第十項のいわゆる村張組合と二つあるのです。もちろんいづれの組合につきましても、理由なくして加入、脱退することはできないのです。ですが、正当な理由があつて加入、脱退を申し込んだ場合には拒んではならぬのであります。

○奥村委員 なお念を押しきぞお尋ねいたしますが、その村張組合の場合、一戸に漁民が五人いる場合、五人と入れるかどうか。

○松元説明員 その場合一戸一人でござります。従つて法文でも、漁民の七割以上と言わずに、世帯単位といふことをうたつております。あの條文を見るとわかりますが、その地区に住む漁民の世帯単位で、七割以上入つてゐる、と言うのであつて、あくまで世帯単位と考えております。

○奥村委員 それでは世帯がわかれれば加入させるが、世帯が一つであれば

加入ができぬという解釈になるが、そこで今現実に各地方で問題になつてゐるのです。それがこの條文の中などでどこに現われておりますか。

○松元説明員 確かに奥村委員の御指

摘要のようには、一定の主張におきましては分家を制限しておることは事実であります。法理上は分家した場合には加

入を拒めない、分家いたさない場合は加入できないのでございます。従つ

て分家をむりに押さえ切るという実態がある場合に、そういう形態を認めていいかどうかと、もう二点が問題になつ

いしかったなどといふことが問題になつてゐるのであります。一般的に申しますと、それは一應は望ましくないこ

とであります。ただ特殊事情によりまして、そういう部落では、どうしても

月数をふやさぬ場合がありますから、この法文では、正当な事由云々といふ

ことを言つております。その正当な事由という字句の解釈の問題であります

が、すなむち、正当な事由があれは加入を拒めるが、なかつた場合には拒めよひでらります。

たいのであります。

では法律には書いておりません。この点も不備ではないかと言わればそう

であります。法律では全國的に一様に書き得るところの限度があるので、

そういう場合は村張組合の実態にまかせたいと思うわけであります。

なれば、今後の答弁は一應法律ではこうだ
という内容の御説明で、実際問題は次
へと譲つておきます。

へと讀んでくれてござります
○奥村委員 食い下がるようではなは
だ恐縮であります、私は決して当局

をいじめるというのではなく、法案を明らかにして、修正点を見出してやる

第一類第十二号 水產委員會議錄

そういうつもりですから、どうかひとつ懇くお考えにならないようにお願いしたいと思います。
それでは方面をかえまして、漁業協同組合の自営の問題に移りたいと思います。漁業協同組合の眼目は、組合員の漁獲物の共同販賣とか、共同加工、あるいは貯金の受入れ、あるいは共同運搬、そういう組合員の漁獲物などについての流通過程における利益をはかることであろうと思うであります。
ところが、この定置漁業の自営ということになると、流通過程から離れて生産手段の共有でありますと、思想は根本からかわつて來るものであります。
今まで農業協同組合にしても、産業組合といふことは、いまだかつてほとんどなかつたようになります。漁業においてこの立遅れた漁業協同組合が、一足飛びに生産手段の協同といふことは、これは画期的な思想に基いて行われるのであるが、これがはたして妥当であるかどうか、しかもその流通手段の協同ということ、生産手段の協同ということ、全然性格の違つた事業を、一つの組合が一緒にやることに、これは妥当かどうか。つづ込んでお尋ねするならば、もともとは流通手段の協同のためにつくつたものを、三分の二が賛成して定置漁業の経営に乗り出した。三分の一以下はこれに反対である。そうすると、やはり反対であつても経営をやられるならば、三分の一の反対の者もその損失は受けねばならぬということになります。従つて、いやならその者は出で行けということになるが、そうすると

流通過程の協同ということが行われないということになる。そこに協同組合の根本的目的について矛盾を生ずると思うが、この点いかがでありますか。

○久司説明員　ただいまの御質問は、協同組合が本来流通部面の協同化ではないか、それが生産部面まで協同化するのは一体どうなのか、こういう御質問だと思います。これはある一つの考え方に基いてこう規定したのではないかと見て、漁のそれ自体の実態から来ると思ふのであります。もちろん生産部面の協同化という問題にも、漁業協同組合の自営という場合と、生産組合でやる場合と、これは違うと思うのであります。が、漁業の実態から申しますと、個々の零細な経営が個々ばらばらにあつて、それをただ販賣する場合に協同化して行こうというような形では、とうてい維持できない。これは現在の経済構造の中で、小規模な経営というものが、大規模な経営に負けてしまうといふのは本來の原則でありまして、いわゆる小漁民と言われる者の実態がだからともしがたいわけであります。それをただ流通部面だけ協同化したら維持できて行くかというと、とうていそんなことは考えられない。それで、いわゆる小漁民と言われる者の実態がだんだんと離れて行つてゐるわけであります。ことに資金、資材というようなものを考えました場合、個々のそういうような経営に対してこれを與えて行定な要素に置かれるわけであります。そこで普通に考えましても、これを何とか生産部面まで協同化しなければと云ふ維持できないということが、大

きな見通しとして一つ考えられるのであります。又漁場の総合利用の点からもこれが必要であります。ただその場合に、生産部面をどう協同化するかと申しますと、定置の網に乗る人たちといふのは、定置の規模から限定されるので、組合員全体ではない。そうすると、今組合の定置の自営ということになりますと、定置の網に乗る人たちは、むしろその漁場の利益の分配という問題が主なる目的だらうと思うのであります。同時に組合員の一部が、そこに労働の機会を得て、そこで実質上の労賃を従来得られる、こういうことが考えられます。これらは個々の小さなものが漁をばらばらにやるのは経費がかかつてやりきれない。また経営も不安定だといふので、これをひとつより大きい経営として、これは個々の小さなものが漁をばらばらにやるのは経費がかかつてやりきれない。また経営も不安定だといふので、これをひとつより大きい経営体にまとめて、その中にみんなで乗り組んでやるうじやないか、これこそほんとうの意味での生産面の協同化であります。こういうふうな問題が事実出て來ているわけであります。こういう場合には、実際問題として漁民の要求があり、そういうふうな問題が事実出て來た場合に、その道を開いた、こういう小さいものであつても法人格を與えて、そういうような生産部面の協同化といふことが事実において必要になつて來た場合に、その道を開いた、こういう意味なのであります。そこで生産部面

若干あり得ると思うでございます。そういうような場合に、それじや一人でも反対したらできないとどうふうに法律で規定しますことは、非常にごくわずか起つて来る問題のために、何とかこういう形に乗つて行こうという者を、全体として押えてしまうということになりはしないかということを考えまして、むしろそういうふうに起つて来る個々のケースについては、いろいろ御相談にも乗つて、その内部をうまく問題を自由じやなくなしてしまおうといふふうなことで規定するということはとてもできないし、もし加入、脱退が自由ということを申しますと、そういう團体構成そのものがいけないという形になつておりますので、全然成り立たなくなつてしまつ。そこでむしろ実際問題として、この辺というところをとつたわけであります。そのためには個々の形式的に考えますといろくな矛盾があるわけでありますが、なおかつこれによつて大部分のものは乗つて行けるのではないかとところで、法案を規定したわけであります。

○久宗説明員　ただいま、生産部面の協同化をしなければ成り立たないと言つたのは、團体が成り立たないのでではなくて、その個々の漁民の生活が成り立たない、という意味なのであります。つまり個々の経営、自分の小さな漁にかじりついて、とつもののみんなで共同販賣して行こう、というような程度では、ほかの資金・資材といったよくなきものが、現実に考えます場合に、「一つの小さな経営にこまかくわけてしまう」ということが、資材の効果的な利用から見ましてもできがたいし、國家的に貴重な資材の配分の場合に、そこまで考えなければならぬ事態が来ると思うのであります。また同時に、そういうふうな個々の経営に対しても、金融といふものが、いかにそういうものにつけると言つても、金融の方からなか／＼それがつかない、という問題にもなりますので、そういうような個別経営を維持しようとしても、実際問題としてできない。そこで何とか協同化しなければ、自分たちの生活が維持できないといった形になつて来ると思うのであります。これに対してもらかそ題としてできぬ。その上で何とか協同化しなければ、生産組合というようないふ形もそれし、今のように大定置と別経営を維持しようとしても、実際問題としてできない。そこで何とか協同化しなれば、自分の小さな漁も支障なくやつて行ける。そうして全体としての個人の生活も維持して行くといったところのものであれば、生産組合というようないふ形もそれし、今のように大定置と別経営を維持しようとしても、実際問題としてできない。そこで何とか協同化しなれば、自分の小さな漁も支障なくやつて行ける。そうして全體としての個人の生活も維持して行くといったところのものですが、そこに食い違いがありますが、どちらに重点を置かれるのでありますか。

に生産部面の協同化というのを持ち出
すわけであります。
○奥村委員 だんく 御当局の御方針
がわかつて來ました。それで零細漁民
の生活の成り立つようについてお考
えもあつて、その法案を規定なすつたの
ですが、そこに大きな考えの間違いが
あるのではないかと思う、というのは
定置漁業を自営すれば必ずもうかる、
零細漁民が集つて何とか資材と資金を
出してやれば必ずもうかるのだ、その
観念が根本にあるように思います。こ
れが大違いで、特に定置漁業なるもの
は、非常に豊漁 不漁の差がある。ま
た大しけを食えば一朝にして何もかも
なくなる。そういうものを、零細漁民
に生活の手段を與えるために特に法律
でこれをやらせよう、これは実際を考
えるならば、非常な危険を冒されるの
ではないかと思います。というのは、
零細漁民は生活のためにそれをやる。
しかし資本家の經營は毎年利益があれ
ば蓄積して行くものであります。零細
漁民はその利益でもつて食べて行こう
とする。五箇年なり十箇年資金で、こ
の定置を經營しなければならぬのに、
毎年の利益を食つて行かなければなら
ぬ。組合の利益ではたして生きて行く
ことができるものかどうか。必ずもう
かるのだ 安定しておるのだというそ
の觀念に、われくの考え方と非常に食
い違ひがあるので、この点いかが
ですか。

でありますから、こちらから注意しなくともちるん危険というものは漁民自身が知つておるわけであります。ただなおかつ用心深くこれを総合でわつときめてしまふのではなしに、画面でもつてやる、やらないをきめる、その意思決定に非常に重点を置いたわけであります。従つて資材その他の問題もありますが、それがかりにあつても、漁場の安定、不安定ということから、必ずしもすぐ自営に走るといふことは、実際問題として考えられない。従つて自営にむりやりに追いやるということでもないし、おのずから集團的に經營される漁場といふものはきまつて来るだらうと思うのであります。また集團的な經營でなければならぬといふものではなくて、どうしても相当不安定な漁場であるけれどもよく当る場合もあるとこのような漁場は、相當手廣くやつておる經營者がやつて行く場合には、廣くブルできますから、その漁場が經營できるわけです。そういうようなとこには組合の經營といふものは手を出さないであらうし、その漁民は労賃の形式で生活の根柢も得られるという形でいいわけでありまして、それ自身はどちらの道を選ぶか、漁民自身が選ぶわけでありますと、そこまで法律では強制してないわけであります。ただ何か権利を離したくないということから、そういう動きが實際に相当あると思いますが、いよ／＼ほんとうに自営をやるという場合に、自分の危険といふものを考えて、おそらく官廳が認可制度をとるよりも、漁民自身が三分の二という制約始めた方が、やるべきか、やらないかといったような問題が合理的にきまるのではない

○奥村委員 そこに問題があると思ふのです。つまり自営をしなければその漁業協同組合は漁業権から離れるでしょう、従つて漁業権から離れることは漁民として致命傷ですから、多少不安であつても漁業権を握るために三分の二以上が賛成して、客観的に見てはむりであると見えて、自営の道を歩むだろう、法律でそういうふうに自営をむりに進める、そこに問題があるということを私は申し上げるのであります。その点をどうかすなおに認められたらどうですか。

○久宗説明員 まあ優先順位という言葉で規定しておりますので、そういうふうに考えられるがちだと思うのであります。確かにおつしやるような考え方を持つておる漁民も相当あると思ふのであります。しかしながら実際問題としては、それはやる人間が一番よく漁場の危険性を知つておるわけですから、わざ／＼としてはそれを考慮するために、この規定を落してしまふといふことはとうてい考えられない、これによるマイナスよりも、むしろプラスの方が多かるうと思ふのであります。またそういうような漁場に対する発言権がなくなつてしまふといふ問題については、これは実にうるさいほど委員会の機能の説明をいろ／＼な方法を通じてやつておるわけであります。つまり委員会を通じて漁場のいろ／＼な註文はなすべきだということにいたしておりますので、委員会といふものの内容が、よくわかつてもらえれば、何も権利を持つておつて、むりやり言わなくともできる、また法律自体にもどういう経営者がやるかという場合に

が個人で経営して来て、昔からの経験と顔と実力でもつて、わしがやつてやる、君らはついて來いというよう、いわばボス的なやり方でもつて一人が強力に動いたから、わしの村の共同經營が実現した。従つてほんとうの共同經營なるものは、そういうボス的な一いつの力が動かなければできないのだといふことを、現に水産廳の中でもお話をあつた。いまだにその方はおられるが、これは廣言ではありませんが、自分だからです。それを私は実際自分が体験した。自分もおやじの代からやつて、自分の代でこれを共同經營に移したが、これは廣言ではありませんが、自分だからでした。自分の資材、自分の倉庫、自分の金を全部出して、村で共同經營をやつてくれと言つたが、それでも村ではようやらなかつた。どうかあなた主宰になつてやつてくれ、こういうことでやつて來たが、今や私が足を引くという場合に組合長ができる。それでは入札しるといふところまで来ております。しかしこれは全部が全部ではありません。私が先ほど言つた常神とか神子とか、相當安定した優秀な漁場においては、特に村張組合で加入、脱退を制限した所では、あるいはできるかもしませんが、少し危険性のある漁場で、しかも組合員の数の多いような所では、必ず人事の問題でまずつまずくのではなかろうかと思います。

それから第二に金の問題であります。はたして千何百万円の金をどうして都合をつけるか、漁業手形制度を實施になりますが、もとく一應基金を積み立てて、その倍額を貸すというのありますから、これに對して全部の資金を依存するということは全くでき

ぬはあります。そうすると一休金をどうしてつくるか。まずやりやすいことは、その漁業協同組合が貯金の受け事務をやつておる場合、必ずその組員の貯金をまず使うはずであります。その組員の貯金を使つて、漁があればいいが、不漁の場合には、まず組合員の預金者に傷をつけます。こうなりますと、水産事業に手をつけたがために、今までの協同組合のほんとうの使命たる流通過程の協同事業を破壊してしまいます。この二つについて十分の御考慮があつてこの案を立てられたかどうかお尋ねいたします。

だんこういうかつこうに移れるところは移つて行く。しかしそれは最後に全部こういう形になるのではなくて、漁場の関係からおそらくそれは限定され来るだらうというように考えておるわけであります。同時にその場合に各零細漁民の定置漁業ができないかどうかという点につきましては、これは今ここでできるともできないとも言わないと思うのであります。まったく漁民自身の問題であろうと考えております。

それから資金の問題でありますと、新たなこういう形態に対する特殊な金融がなければ、これにやつても給付金をいたもちになるのではないかという御意見も、先般から出ているわけであります。もちろん全般的に零細漁民に対する金融が、今の手形制度だけで全部まかなえるかどうかということについては、相當疑問があるわけであります。これはこれからだんく積み重ねて行かなければならぬことでありますし、同時に金融の問題につきましては、水産内部でたとえば手形制度のような形で、技術的にこれを片づけようとしたましても、國の全般的な經濟の中に置かれている、いろ／＼な水産関係のゆがめられた現状から見まして、なお不足であろうと思うのであります。これはなお今後の制度改正を通じまして、漁業経済全体の國民経済の中における位置それ 자체を問題にしなければならないと考えておるわけでありまして、今後に残された問題だろうと思ふのであります。

とができます。次に漁業生産組合に第二の優先順位を與えるという考え方についてお尋ねをいたしたいと思います。漁業生産組合に優先順位を與えるという根拠は、漁業協同組合の優先順位とは全然違いまして、資金と資材を共同して出し合うという経営形態がいいのだから、これに個人より優先順位を與えるというお言葉でございます。まことに素朴な御説明ではありますが、それで法律をつくられたのではいささか困るのではないか。資金と労力を共同して出合うから個人の經營者より優先するという考え方には、おそらくこの漁業法案においてはじめて考えられ、発明されたのであつて、陸上においてはさよくな考へ方はないよう思います。共同がいいか、個人がいいかということは、これは非常な問題であつて、今ここで論議したつて及ばぬと思う。それを單に共同がよろしいというてこの法律を書き上げられたということについては不満足であつて、なおもう一つ御説明があれば承りたいと思います。

ても独占しなければならぬというところから来るわけでありまして、その場合に地元民の生活は非常にそれに依存いたしますから、一部の非常に少數の個人に漁場の利益が行つてしまふよりは、もつと廣く資本的にも、あるいは労働の対價としても、それがわけられる方が適當だらうということから、生産組合といふものを持ち出したわけであります。但しこの場合に根本の考え方方が、そういう漁場の限られておるこどと、そのうちにそういう獨占的な網を技術的に張らなければならぬといふことからるので、本來から言ええば協同組合の自営と申しますか、全村的な規模のものでその利益をわけるというのが一番よいと考えましたので、生産組合を第二順位にしたわけであります。それで個人より優先させましたのは、生産組合というのはもちろん七人以上ということになりますが、必ずしも七人ではなくて、やはり相当多数になる場合もあるうかと思うのであります。いざれにいたしましても、資本的にも、それから労働の機会という点からも、もう少し多数人がこの漁場の利益に均霑するということを、考え方としてはとつたわけであります。また現実の問題といたしましては、個々の個人経営でやつておりますものが、どういうものを望んでおるわけではないのであります。そういう場合もあり得るだらう。それからそうでなく、相当の経営者が集まつて、これは小さな網になるかと思ひますが、幾つかの個別的な経當者が集まつて生産組合で権利を持つ

という場合もある。いずれにいたしましてもこの生産組合で考えられるのは、実際問題としては大定置でないと、もう少し小さな経営の網になるとと思うのであります。ただ大きな定置につきましても、全村的なかつこうはとらない。それから從來一部の人たちが網組を形成してやつておつた。それでその網組が實際資力もあり、経営能力もあつてやつておる。他の漁民たちはこれと関係なく別の漁でちやんと飯が食えておる。こういう場合に、むりやりに協同組合の自営にしなくとも、村の連中はみな納まる。その網組が組みかわつて生産組合という形をとつて行く場合もあるうかと思うのであります。いずれにいたしまして、そういうような考え方から、生産組合を第二順位にいたしておるわけであります。

○奥村委員 私の質疑はこれをもつて終ります。

○石原委員長 本日はこの程度にとどめたいと思います。なお明日は定刻十時より開会いたします。

それから水野彦治郎委員は、病氣のためにやむを得ず欠席するという電報が参りました。さよう御承知願います。

これをもつて散会いたします。

午後五時四分散会

昭和二十四年十月十日印刷

昭和二十四年十月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 局